

# 内部統制有効性評価の実態

( 上場企業の取組状況に関する調査結果 )

2009年5月11日

株式会社 日本総合研究所

総合研究部門

経営システム研究クラスター

<http://www.jri.co.jp/>

・ 調査結果

- 1 . 体制・スケジュール . . . P 3
- 2 . 独立的評価の実態について . . . P 16
- 3 . 会計監査人の内部統制監査の実施状況について . . . P 23
- 4 . 内部統制報告制度について . . . P 33

・ 提言

- 1 . 評価結果の要約 . . . P 45
- 2 . 今後の内部統制報告制度 整備運用の課題 . . . P 46

【調査概要】

調査対象： 上場企業 3,897 社  
調査期間： 2009 年 2 月  
調査方法： 質問票を郵送送付、郵送回収  
回収数： 372 社（回収率 9.5%）

## ．調査結果

### 1．体制・スケジュール

#### [狙い]

3月決算企業の内部統制報告制度対応は、2009年6月末でいよいよ初年度を終了する。実務の現場では、タイトなスケジュールと評価基準のあいまいさなどの混乱の中、相当の労力をかけ急ピッチで対応を進めてきた。そこで本項では、3月決算企業における、初年度の整備・経営者評価および内部統制監査のスケジュールと対応にかかったコストの実態を調査するとともに、これらに影響を与えるであろう社内の評価体制の実態を調査した。

#### 概要

- 評価体制としては、従来の内部監査部門（およびその拡充）の活用が最も多かった。また、連結売上高 500 億円未満企業では、他の企業に比してタスクフォースの選択率が高くなり、できるだけ少ない人員で対応せざるを得なかった状況がうかがえる。
- J-SOX の対応コスト合計は、例えば、連結売上高 100 億円未満規模の企業では、本番前年度に 3000 万円程度、本番年度に 3400 万円程度だったと推定される。また、連結売上高 5000 億円以上の企業規模になると、本番前年度に 2 億 4700 万円、本番年度で 1 億 7600 万円にも上る。  
J-SOX 対応は、昨今の経営環境下を鑑みると、少なくない負担であった事がうかがえる。
- スケジュールについては、全社的な内部統制分野を除き、第 4 四半期に内部統制監査が集中した傾向があった。整備・文書化や独立的評価の遅れなどが要因と考えられるが、重要な欠陥が出た場合に改善する余裕がない程、かなりタイトなスケジュールで初年度対応が行われたことが推察できる。

#### Q1. 内部統制の独立的評価に対応する組織体制

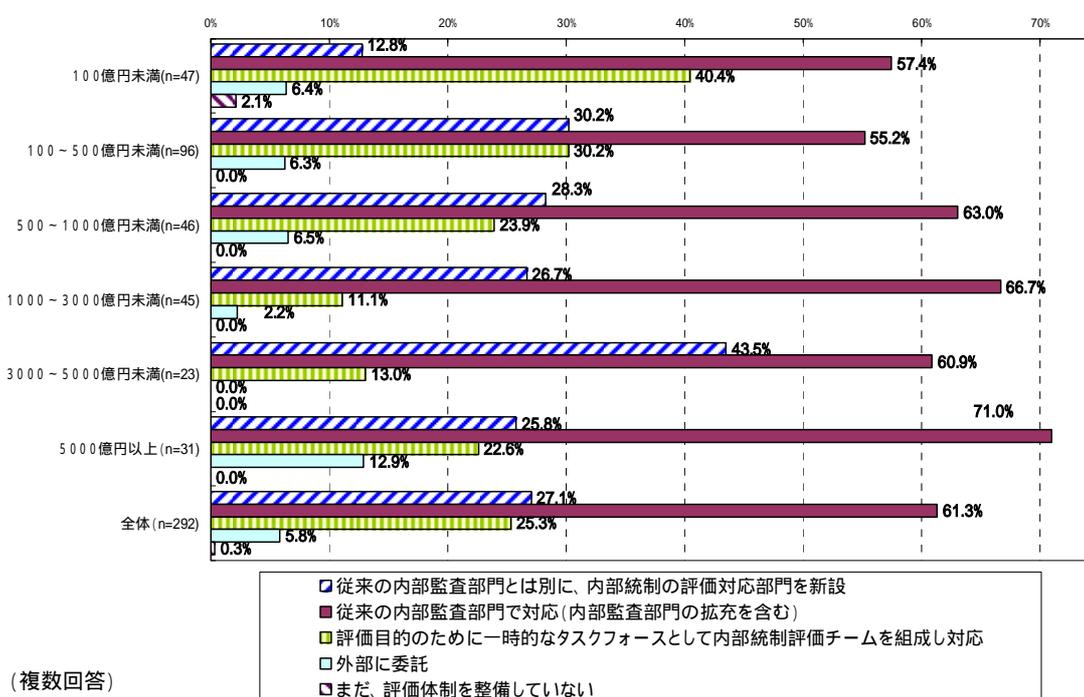
本設問は、グループ全体のJ-SOX法に対する取組方針・考え方を把握する事を目的として、グループ全体の独立的評価の実施体制について確認した。

3月決算企業における評価体制の全体の傾向に関しては、内部監査部門を中心に評価した企業が61.3%と最も多かった。第1回の弊社調査と比較すると、外部への委託は0%から5.8%

に上昇、評価体制を整備していないと回答した企業は12.6%からほぼ0%となった。

また、3月決算企業を連結売上高別に見たときに、どのような評価体制を採用しているかを確認した。特に、独立的评价にタスクフォースを採用する企業が、売上高100億円未満の企業(40.4%)および100~500億円の企業(30.2%)において比較的多い。また、5000億円以上の企業においては、13%程度が外部に委託していると回答しており、5000億円未満の企業と比して非常に高い結果となっている。

(図 Q1) 独立的评价に対応する組織体制(3月決算企業 連結売上高別)



独立的评价の体制のうち、従来の内部監査部門で対応しているという企業が60%程度と最も多い点から、J-SOXの独立的评价を、従来から組織体において監査の役割を果たしている内部監査室の分掌としている傾向がうかがえる。一方、500億円未満の企業においては、必要に応じて組成・解散が可能なタスクフォースの選択率が比較的高い点から、中小規模の企業は、できるだけ少ない人員で対応していけるような体制を採用したものと考えられる。

## Q2. 独立的评价者数

本設問では、独立的评价を行う際の従事者数について確認した。

なお、専任者および兼務者の定義は、以下のとおりである。

専任者...勤務時間のほとんどが J-SOX 対応である。

兼務者...J-SOX の独立的評価業務の他に、J-SOX 以外の他の業務も兼務している。

表 Q2 は、連結売上高別、専任者の有無別に、平均従事者数を算出したものである。

専任者有りの平均専任者数について、1000 億～3000 億円未満の規模では 3.8 人であったのに対し、3000 億円～5000 億円未満は 8.1 人、5000 億円以上は 9.3 人となっており、3000 億円を境に、専任者数が大きく増加する傾向が見られる。

また、専任者無しの場合と専任者有りの場合の平均兼務者数を比較すると、概ね、専任者有りの場合が専任者無しの場合を下回る傾向が見られた。

(表 Q2) 独立的評価の平均従事者数 (連結売上高別/種類別) (人)

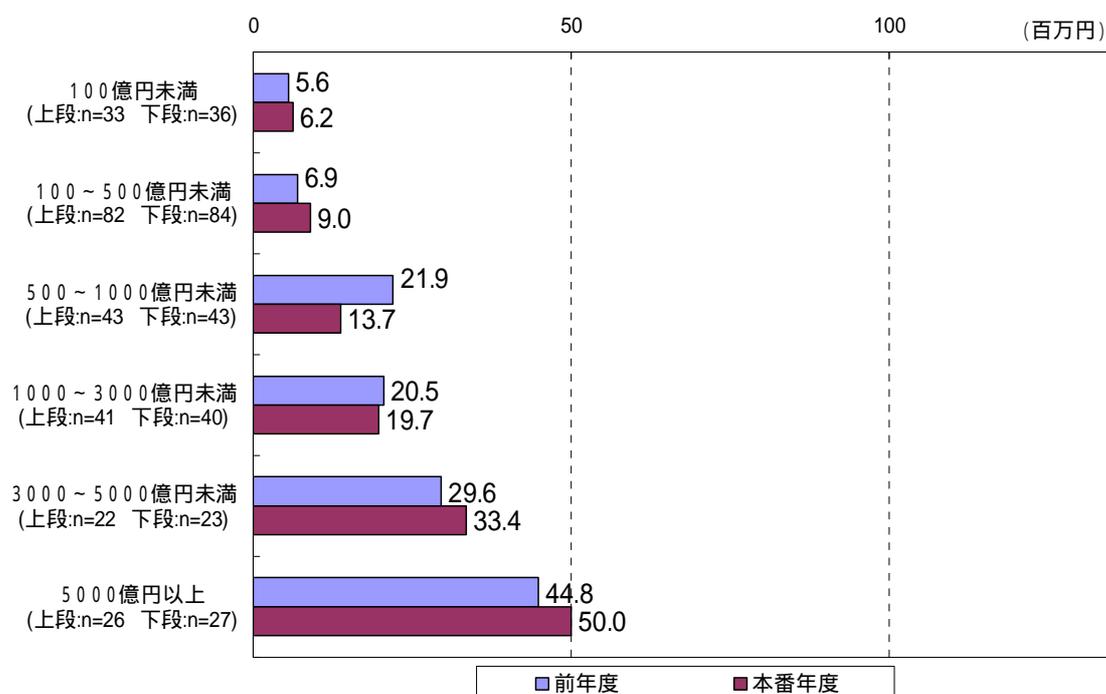
	専任者無し		専任者有り			合計
	平均兼務者数	平均外部委託者数	平均専任者数	平均兼務者数	平均外部委託者数	
100 億円未満	6.1	0.0	1.6	4.9	0.8	7.3
100～500 億円未満	7.0	0.2	2.3	5.1	0.3	7.6
500～1000 億円未満	6.3	0.0	2.8	5.4	1.4	9.7
1000～3000 億円未満	6.8	0.0	3.8	3.8	0.8	8.4
3000～5000 億円未満	10.3	0.0	8.1	6.6	1.1	15.7
5000 億円以上	8.2	0.0	9.3	9.5	1.3	20.1

### Q3.J-SOX対応コスト

本設問では、整備・文書化などのイニシャルコストと、評価活動メインのランニングコストを調査し、実態を把握する事を目的としている。なお、分析はほぼ実績が見えている3月決算に限って行っている。

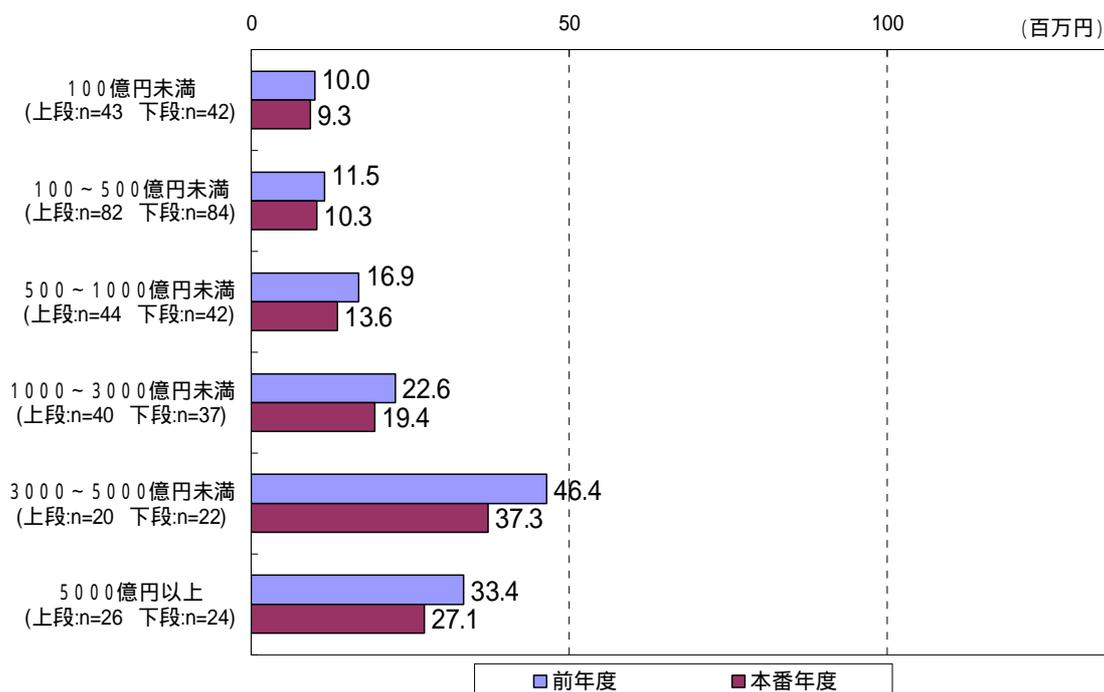
専任者人件費について、本番年度と本番前年度を比較すると、企業規模に関わらず、さほど変化がない状況がうかがえる。なお、専任者人件費は、Q3の調査結果における専任者人数の単価を589万円/年と仮定し、さらに勤務時間の8割をJ-SOXに充てていると考え、推定した（なお、単価については、nensyu.jp(<http://www.nenshu.jp/>)の2008年度の上場企業の平均年収の試算結果を参考値として採用している）。

(図 Q3-1) 独立的評価の専任者人件費の平均(3月決算企業 連結売上高別)



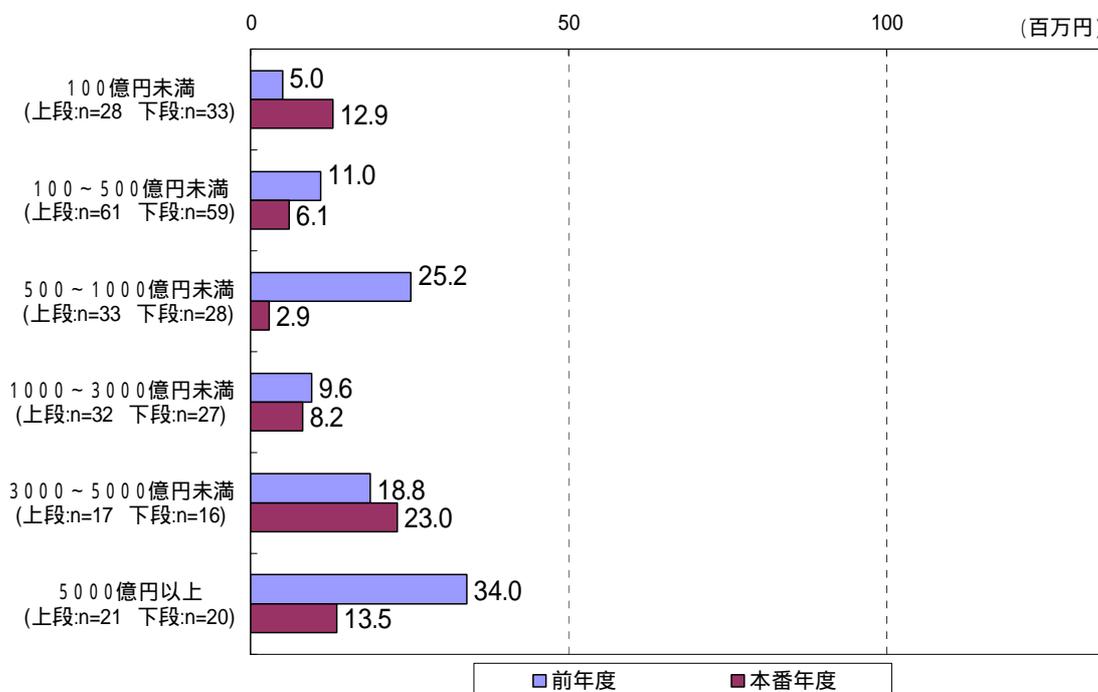
次に、兼務者人件費について確認した。兼任者人件費は、企業規模に関わらず、本番年度では、前年度と比較して若干の減少傾向が見られるものの、金額的に大きな変化はない。なお、兼務者人件費についても、Q3の調査結果における兼務者人数の単価を589万円/年と仮定し、さらに勤務時間の2割をJ-SOXに充てていると考え、推定した（なお、単価については、nensyu.jp(<http://www.nenshu.jp/>)の2008年度の上場企業の平均年収の試算結果を参考値として採用している）。

(図 Q3-2) 独立的評価の兼務者人件費の平均 (3月決算企業 連結売上高別)



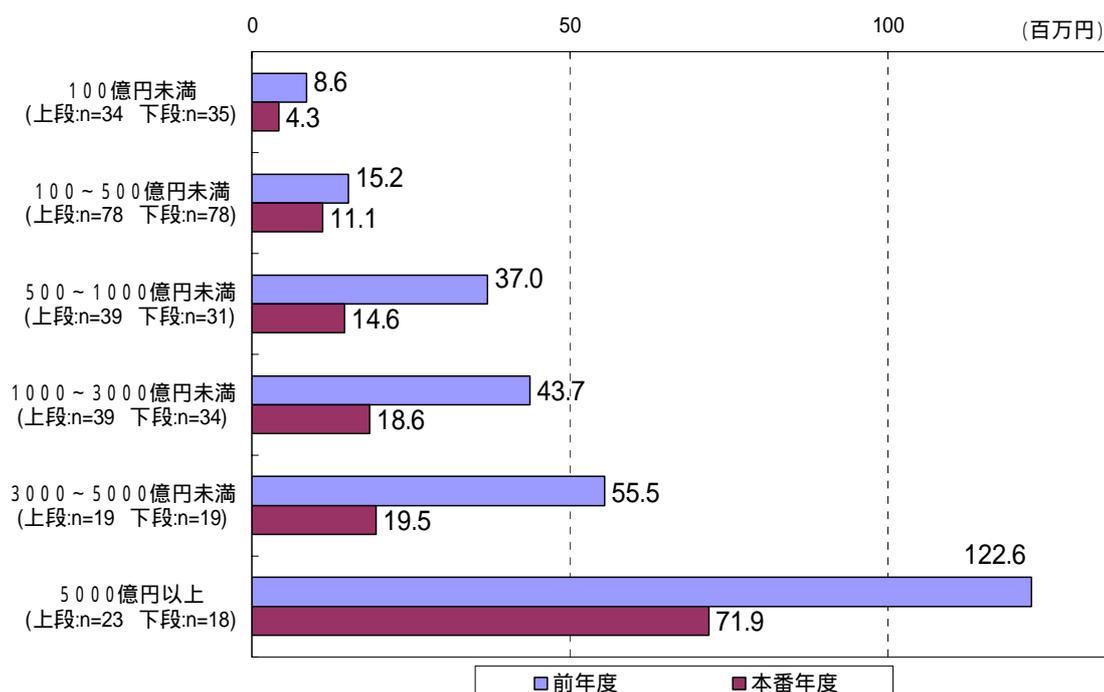
情報システム費用については、前年度及び本番年度間や企業規模によって明確な傾向は見られなかった。システム投資を行うか否かは、情報システムの特殊性や複雑性等に基づいて、個々の会社が判断していった結果と考えられる。

(図 Q3-3) 情報システム費用の平均 (3月決算企業 連結売上高別)



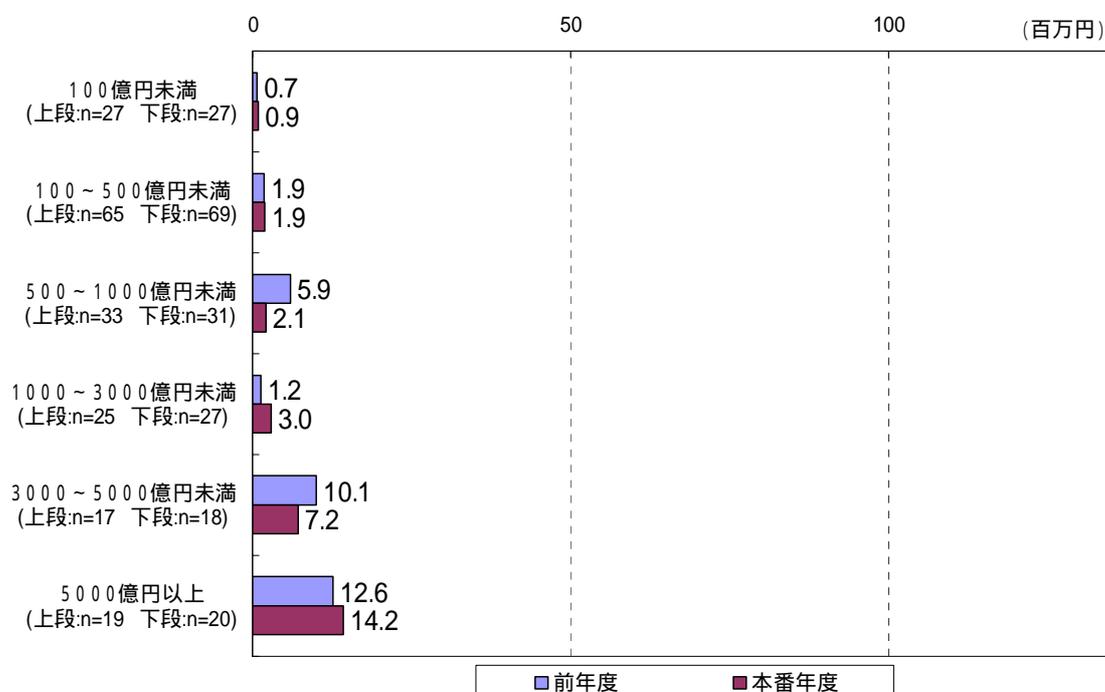
アドバイザー費用およびコンサルティング費用については、企業規模に関わらず、本番年度で相当程度減少する傾向が見られる。また、5000億円以上の規模の企業においては、前年度、本番年度とも、他の企業規模と比較してかなり高い金額となっている状況がうかがえる。

(図 Q3-4) アドバイザー費用・コンサルティング費用の平均  
(3月決算企業 連結売上高別)



その他の費用として出張旅費等が考えられるが、前年度と本番年度で比較して大きな増減は見られない結果となっている。

(図 Q3-4) その他費用の平均 (3月決算企業 連結売上高別)



前年度と比較して、本番年度では、専任者、兼務者の人件費は、ともに金額的に大きな変化が見られなかったことから、企業は、整備・文書化活動から独立的評価の実施まで、一貫してプロジェクトチームを中心とした対応を行ってきたと考えられる。

また、本番年度では、前年度と比較してコンサルティングおよびアドバイザー費用が大きく減少している点については、整備・文書化活動の作業負担が大きかった事や、整備・文書化段階で、対象範囲や文書化レベル、整備の要点などといった実務対応上、迷う点が多かったなどの背景が考えられる。

#### Q4. スケジュール

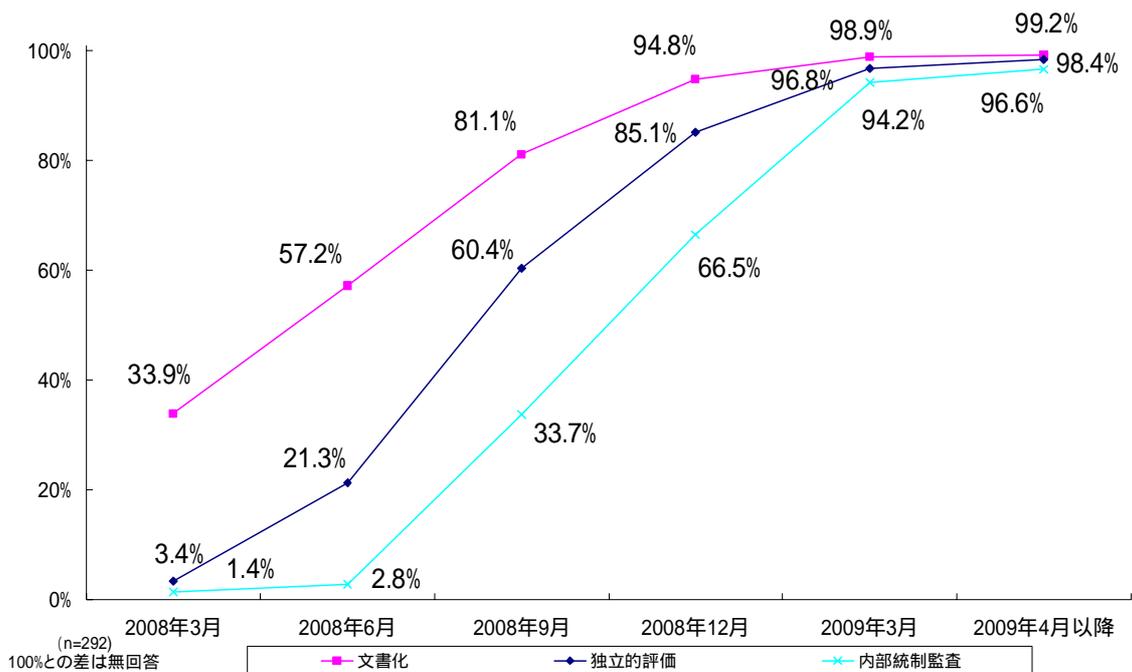
本設問では、文書化完了、独立的評価完了、会計監査人の内部統制監査完了という3つについて、何月の時点で初回の取組が完了したかを、統制分野別に確認した。

以下、図 Q4は、3月決算企業において、各取組種類別に、各四半期時点で何割の企業が初回の取組を終了しているかについて示したものである。

全社的な内部統制については、2008年9月時点で、81.1%の企業が文書化を終了したと回

答している。また独立的评价については、2008年12月時点で85.1%に達している。それに対して、会計監査人の内部統制監査は、2008年9月時点では33.7%に留まっており、2009年3月に94.2%の企業が終了する見込みである。

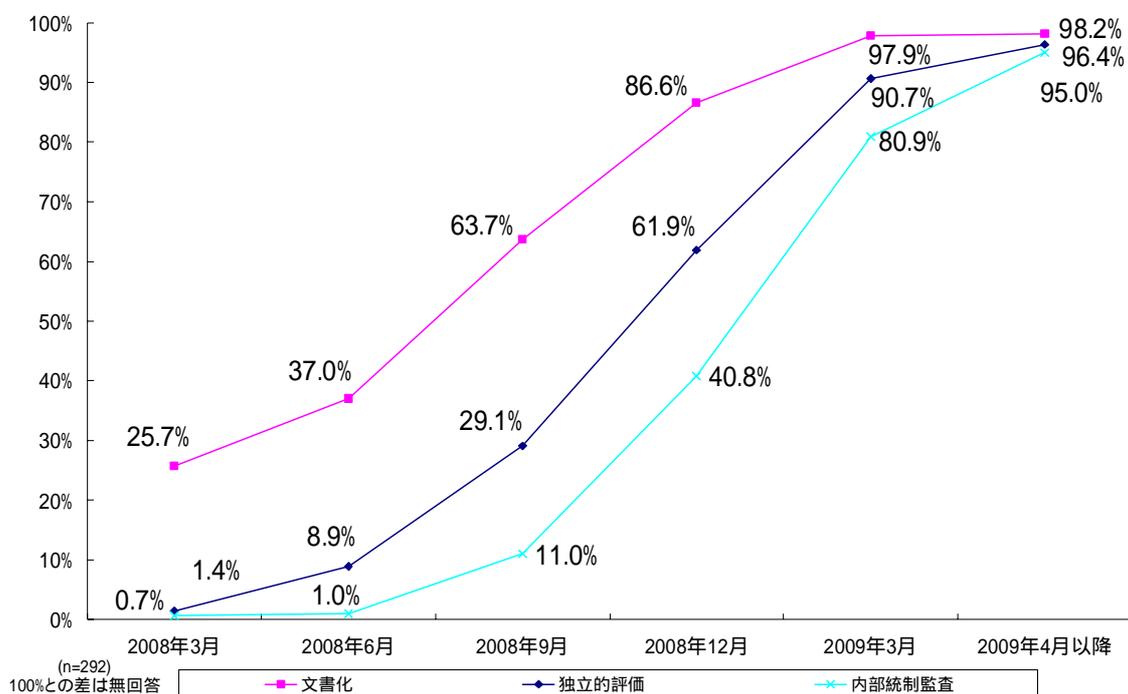
(図 Q4-1) 全社的內部統制の取組種類別累計達成率 (3月決算企業)



決算財務報告プロセスについては、2008年12月時点で、86.6%の企業が文書化を終了したと回答しており、進捗としては全社的内部控制と比較して遅くなっている。また、独立的评价および会計監査人の内部控制監査については、2008年9月時点で、それぞれ29.1%と11.0%に留まっている。2009年3月時点では、それぞれ90.7%、80.9%に到達する見込みである。

なお、2009年3月時点で、初回の内部控制監査が終了していないと予想している企業は15%程度となっており、これらの企業では、年度末が初回の内部控制監査となると考えられる。

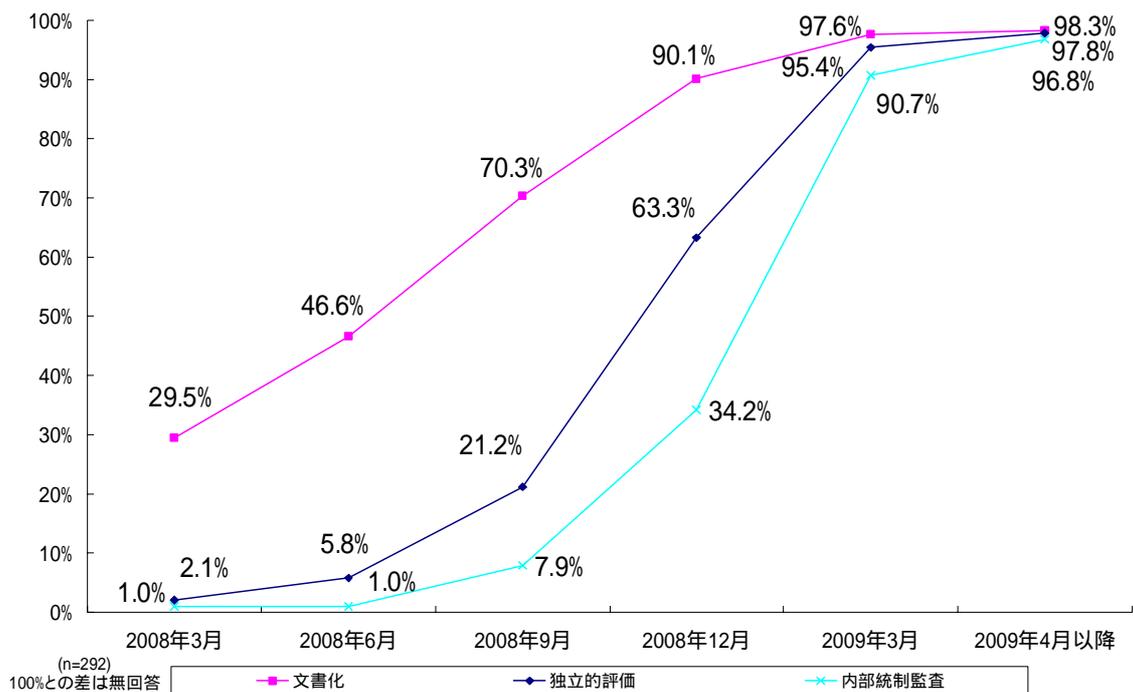
(図 Q4-1) 決算財務報告プロセスの取組種類別累計達成率 (3月決算企業)



業務プロセス統制では、2008年9月時点で、文書化終了が70.3%、独立的評価が21.2%、会計監査人の内部統制監査が7.9%となっており、文書化が大きく先行している。

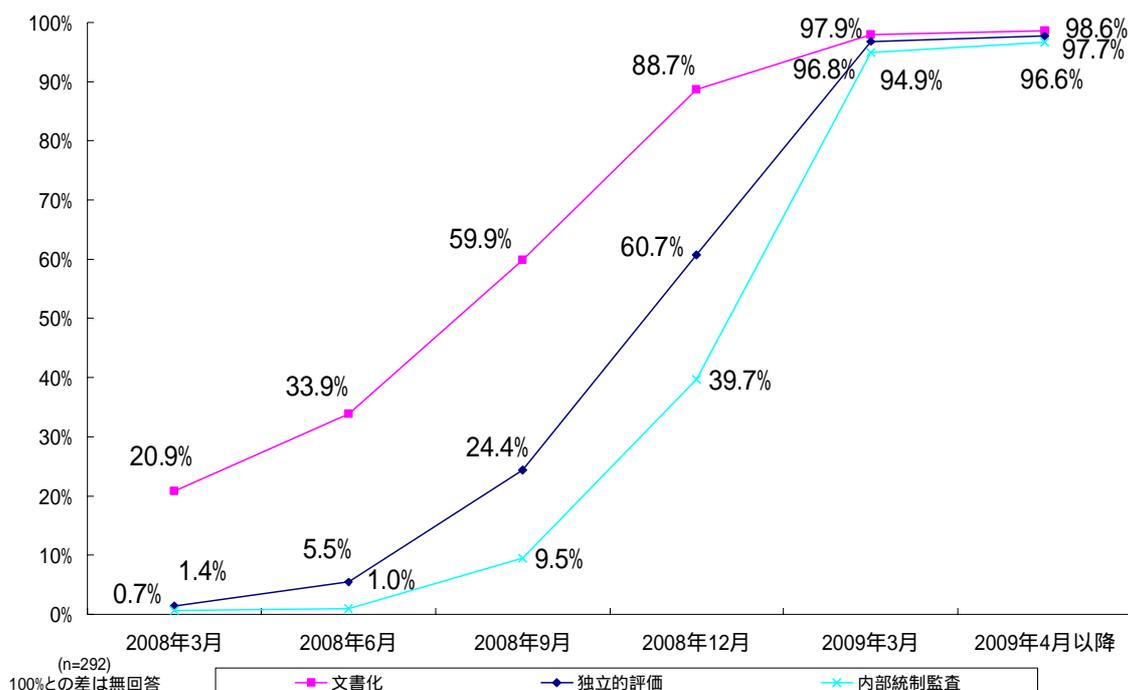
また、会計監査人の内部統制監査について、2008年12月時点で、34.2%しか終了していないのに対し、2009年3月時点で90.7%と急上昇している。

(図 Q4-1) 業務プロセス統制の取組種類別累計達成率 (3月決算企業)



IT全般統制については、2008年9月時点で文書化終了が59.9%と、他分野と比較して遅れが目立つ。また、会計監査人の内部統制監査については、2008年12月時点で39.7%しか終了しておらず、2009年3月時点で94.9%と急上昇している。

(図 Q4-1) IT全般統制の取組種類別累計達成率 (3月決算企業)



会計監査人の内部統制監査について、2008年12月時点までに終了したと回答した企業は、決算財務報告プロセスでは40.8%、業務プロセス統制では、34.2%、IT全般統制では39.7%となっており、どの分野でも第4四半期において急激に増加している。このことから、多くの企業は、第4四半期において初回の内部統制監査を受けると考えられ、かなりタイトな内部統制監査スケジュールであることが推察できる。

この要因として、業務プロセス統制に関しては、独立的评价の遅れが考えられる。2008年9月時点における業務プロセス統制の取組状況は、文書化終了が70.3%、独立的评价が21.2%、会計監査人の内部統制監査が7.9%となっており、文書化に対して独立的评价の遅れが見られる。実際の対応の現場では、初回の文書化以降、評価の実態に合わせた文書の修正等が発生した事や、評価作業のボリュームが他分野に比べて大きい事などが原因となり、独立的评价を完了できなかったのではないだろうか。

IT全般統制については、2008年9月時点で文書化終了が59.9%と他分野に比して遅れていることから、文書化の遅れが他の取り組みの遅れにつながったと考えられる。情報システムの全般統制分野では、社内に整備および評価できる専門家が少ないことが、この結果につながったと思われる。

なお、決算財務報告プロセス統制に関しては、他の分野と比較して10%程度高い約15%程度が、年度末時点で会計監査人の内部統制監査の初回を迎えている。これは決算財務報告プロセス統制では、過去の財務諸表監査によって、ある程度リスクやコントロールの所在が見極められていることもあり、年度末一回の内部統制監査と財務諸表監査とを同時に行うことが実務上、効率的であると判断されたことがうかがわれる。

## 2. 独立的評価の実態について

### [狙い]

3月決算企業は、いよいよ対応のゴールが見える段階にやってきた。第1回の弊社調査では、評価基準等のバラつきが今後の評価活動に影響を与える懸念があると指摘したが、この評価基準等のバラつきが収斂したかを検証するため、評価の細かさの代替指標として各社のコントロール数の実態を調査した。

同時に、評価基準等があいまいであると考えられる中で、経営者評価において自社の基準等を持ち、自信を持って評価が行われたかを検証するため、経営者評価に不安・不満がない状況か、つまり満足いくものだったのかについて調査した。

#### 概要

- 業務プロセス統制(決算財務報告プロセス統制を含む)の整備評価コントロール数は、過半数の企業が300未満という結果となった。ただし、連結売上高規模が同程度の企業間でも、コントロール数は50未満から1500以上まで分布しており、評価基準の細かさは各社各様の状況がうかがえる。
- 小規模企業においては、大規模企業に比べ、「満足いく評価活動であった」との回答率が減少する傾向が見られ、連結売上高100億円未満の企業では46.2%に留まる。規模の大きい企業に比して、規模の小さい企業は、人員や費用負担力などの対応余力が十分ではなく、ゆえに満足いく評価活動とならなかった比率が高まると考えられる。
- 以上から、評価基準のあいまいさを背景に、特に体制が十分ではないような、小規模の企業においては十分な対応ができず、満足とは言えない結果となった実態がうかがえる。

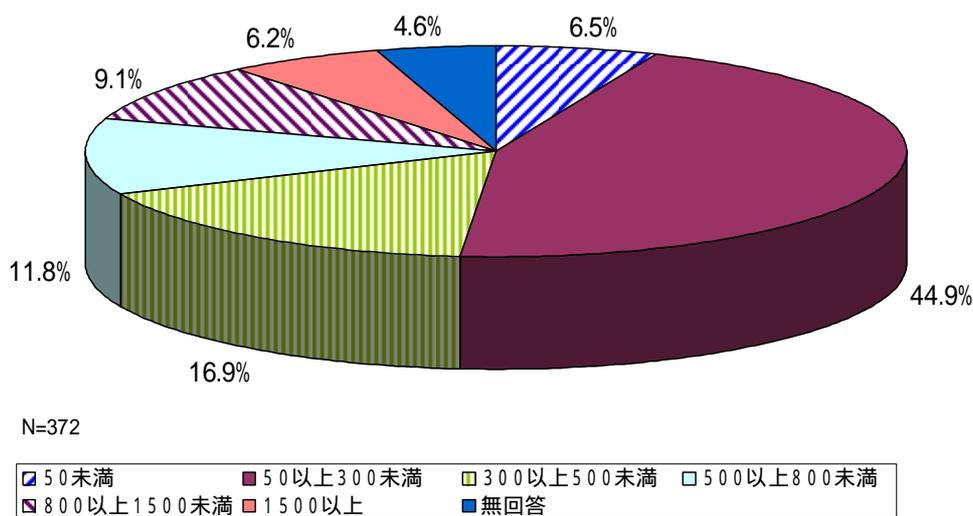
### Q5. 評価対象とした連結グループ全体の業務プロセス統制(決算財務報告プロセス統制を含む)のコントロール数

本設問は、各社の評価の細かさを把握することを目的として、各企業が、業務プロセス統制(決算財務報告プロセス統制を含む)で評価の対象としたコントロール数の実態を調査した。

第1回の弊社調査において、業務プロセス統制(決算財務報告プロセス統制を含む)については、各社の記述の詳細さにばらつきが見られた。今回の調査では、整備評価の対象と

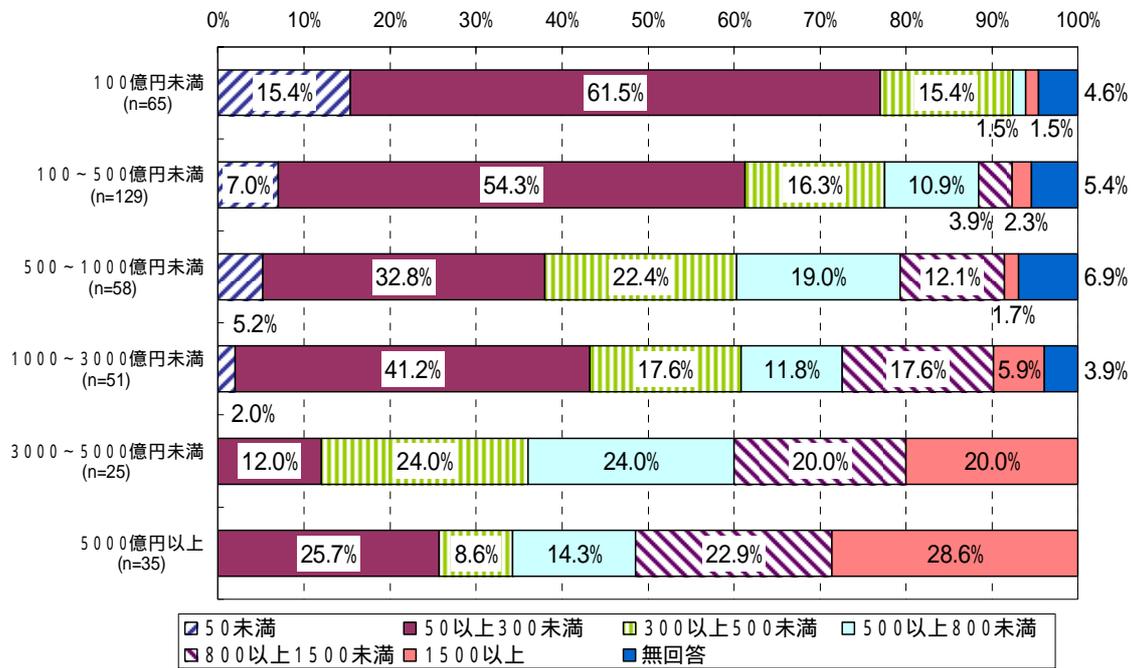
した評価の細かさを示すコントロール数は、過半数の企業が300コントロール数未満という結果になった。

(図 Q5-1) コントロール数



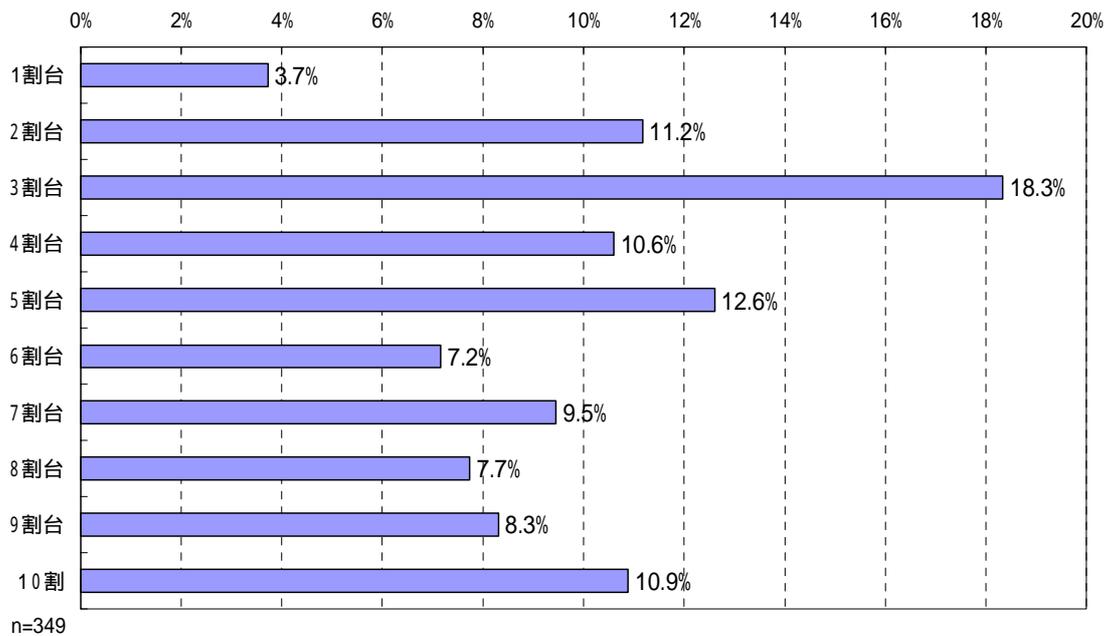
連結売上高別に見ると、全体としては、売上規模が大きくなるにつれて、設定するコントロール数も増加する傾向にある。しかし、同程度の売上規模であっても、コントロール数が50未満から1500以上まで分布しており、コントロール数からみた統制の細かさの設計は、各社各様の状況である。

(図 Q5-2) コントロール数 (連結売上高別)



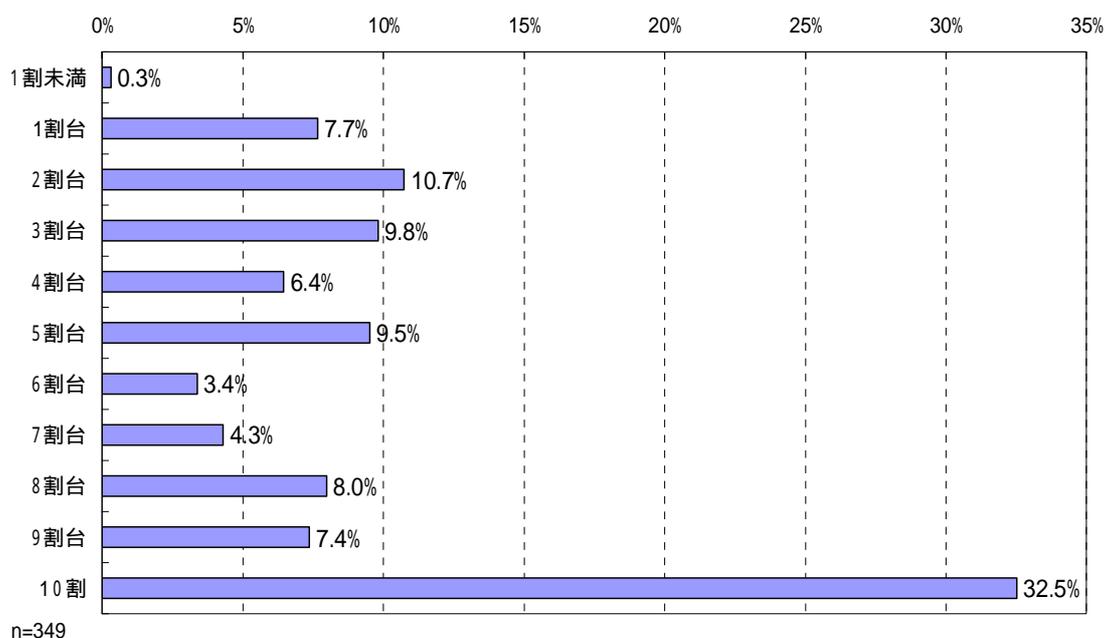
設定したコントロール数のうち、企業が運用評価の対象としたコントロール（いわゆるキーコントロール）の平均割合は37%程度である。また、2割台から5割台とした企業が多く、全体の企業数の半数を超える。

(図 Q5-3) 運用評価対象コントロール数の割合



さらに、企業が運用評価の対象としたコントロール数のうち、会計監査人による運用評価の監査対象となったコントロールの割合の平均は64%であった。また、運用評価の対象となったコントロールすべてを監査対象とした企業は、全体の32.5%である。

(図 Q5-4) 監査対象コントロール数の割合



企業規模により統制対象となるプロセスのコントロール数は多くなると思われるものの、同じ売上規模の企業でもばらつきがみられ、評価対象となるコントロールレベルの設定に対する考え方も、必ずしも各社が同じではないことがうかがわれる。したがって、経営者評価結果、また会計監査人の内部統制監査結果についても、評価の細かさが異なることによる評価内容に差があることを前提として、内部統制報告書を読み取ることが必要である。

2年目以降の評価活動を開始するに当たって、今一度、自社にとって重要なコントロールの定義を見直してみても良いだろう。

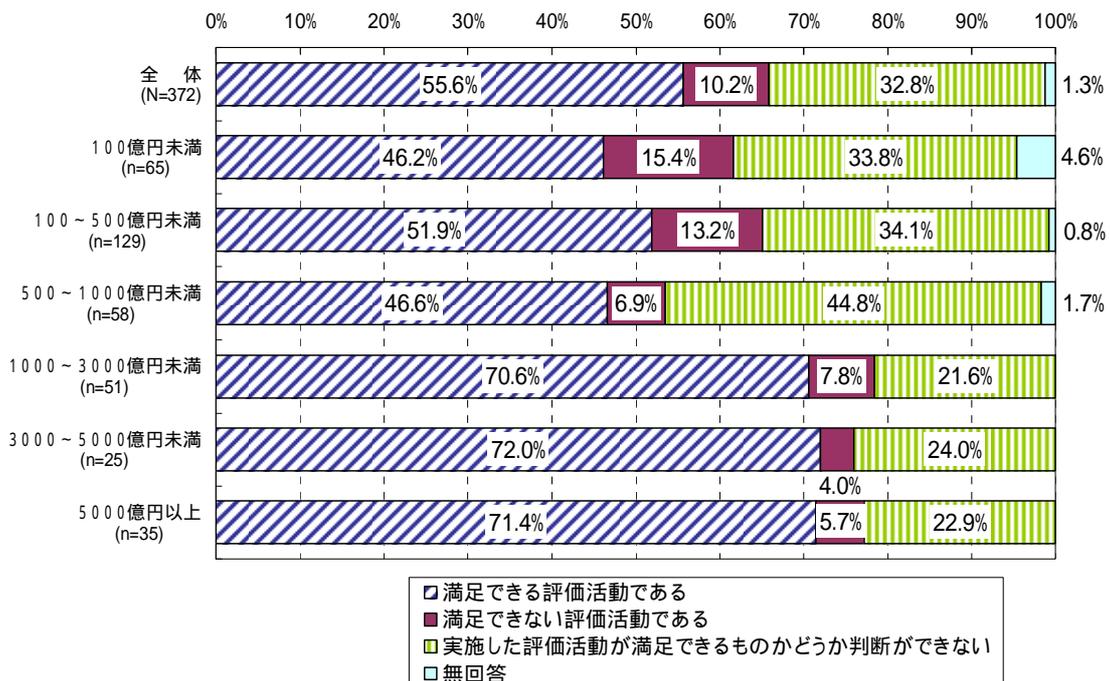
## Q6. 評価活動に対する満足度

各企業の評価体制や評価作業の進捗が異なるなかで行われる経営者評価活動だが、満足できる水準で実施できたかどうかは、経営者評価結果が信頼できる水準であるかどうかにも影響を与えるものと考えられる。本設問は、経営者評価が満足できる水準で実施できたかどうかを把握することを目的として実施した。

内部統制の整備・運用に関わる評価活動について、55%の企業が「満足できる評価活動である」との回答であった。特に、連結売上高1000億円以上の企業においては、70%以上の企業が満足している。

一方、「満足できる活動かわからない」、「満足できない」とする企業は、1000億円未満の企業では、概ね半数程度ある。このうち、特に、「満足できない」活動であったとした企業は、100億円未満の企業では15.4%、100億円から500億円未満の企業では13.2%であり、規模の小さい企業の評価活動に今後の課題が残る。

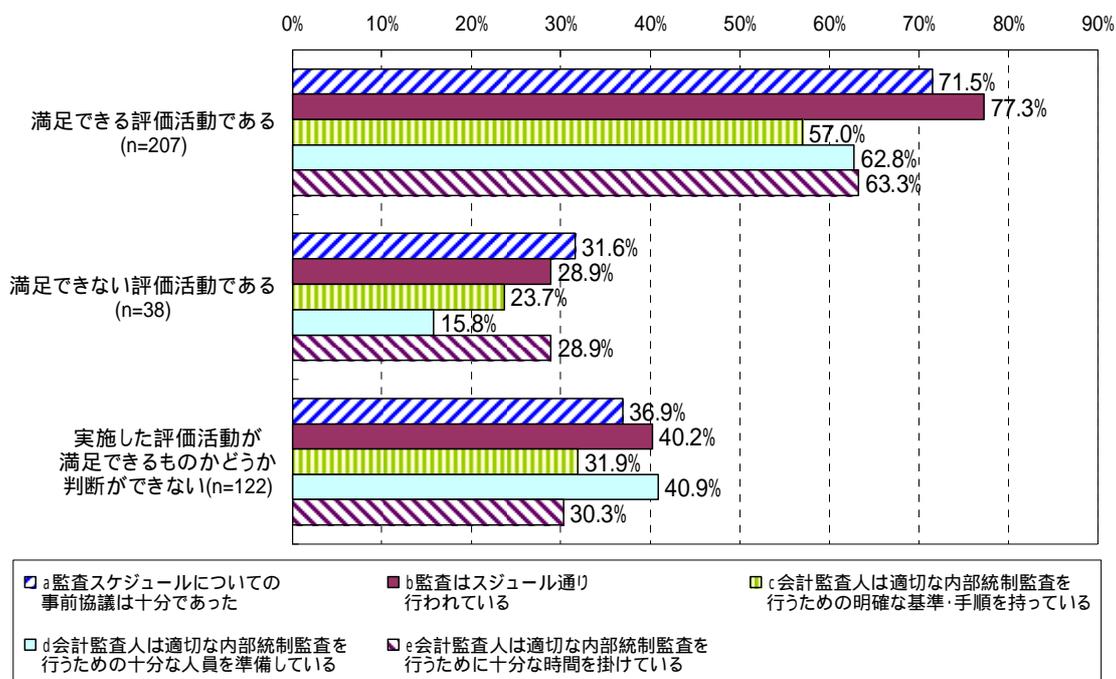
(図 Q6-1) 評価活動の満足度 (連結売上高別)



満足度と会計監査人の内部統制監査への対応状況についてみる。「満足できる」評価活動であるとした企業は、事前協議が十分に行われたかどうかを始めとして、会計監査人の内部統制監査活動に対しては、総じて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」とする肯定的意見が多い。

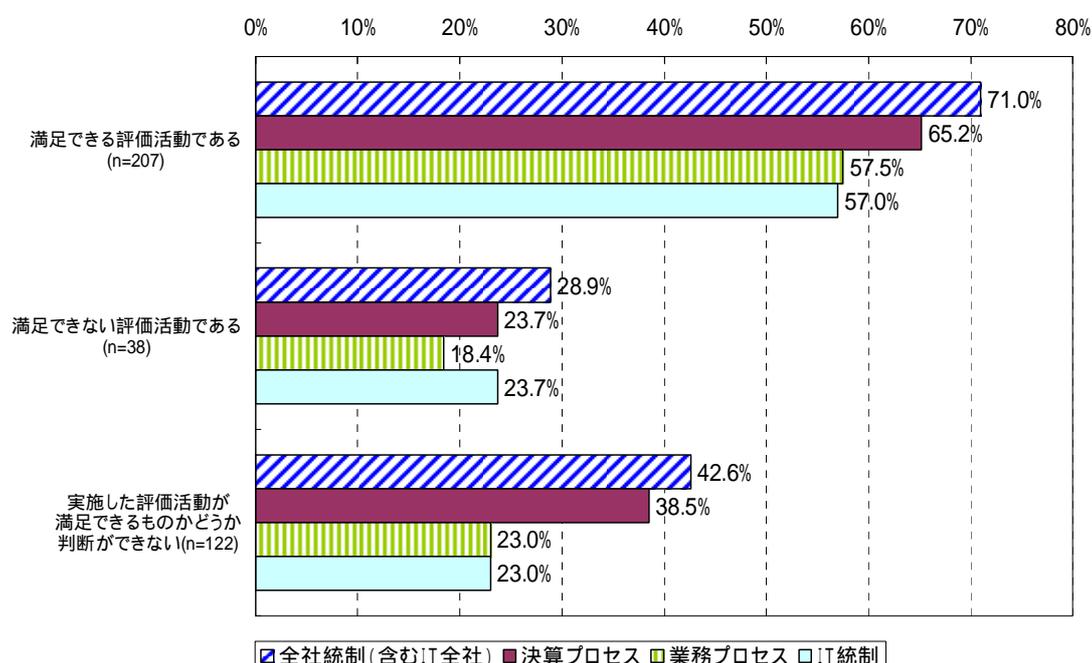
しかし、逆に、満足できない企業、判断できない企業では、会計監査人の内部統制監査活動に対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という肯定的な意見の割合が低くなっている。

(図 Q6-2) 満足度と会計監査人の内部統制監査活動への肯定的意見の比率



同様に、「満足できる」評価活動とした企業は、会計監査人との意見の相違も少なく、逆に「満足できない」、また、「判断できない」とした企業は、意見の相違がないとする企業の比率が低くなっている。

(図 Q6-3) 満足度と会計監査人との意見の相違がない企業の比率



連結売上高規模の大きい企業は、社内の独立的な評価体制も充実し、また、内部統制の整備運用に必要な費用の負担能力もある。ヒト、カネの面で対応余力が高く、また、早期に整備評価活動に着手でき、会計監査人との間でも十分なコミュニケーションを取ることから、満足度が高くなる。逆に、売上規模の小さい企業や新興市場の企業などに、「満足できない」という企業が多くなるのは、内部統制の整備や評価のために必要な人員や費用負担力などが不足しがちなためであり、規模の大きい企業との違いが浮き彫りになっていると考えられる。

他方、会計監査人との関係でも、会計監査人の内部統制監査活動にうまく対応できれば、満足度が高くなる傾向がみられる。会計監査人の内部統制監査活動への対応を満足に行えなかったことが、経営者評価としての評価活動の満足度に反映されているとも考えられる。これは、内部統制評価自体が、会計監査人に依存しているという状況もうかがわれる。この背景には、内部統制の評価基準の曖昧さを原因として、会計監査人の判断に依存しなければならない企業側の評価活動の実態が反映されている。

### 3. 会計監査人の内部統制監査の実施状況について

#### [狙い]

企業が作成する内部統制報告書の信頼性は、会計監査人の内部統制監査が十分な実効性をもって実施されるかにも影響されるものと考えられる。本項では、主に、会計監査人の内部統制監査の信頼性を検証するため、会計監査人が明確な基準を持ち、十分な体制で内部統制監査を実施したかという点について、一通りの対応が終わったと考えられる3月決算企業側の視点から調査を行った。

一方で、会計監査人の求める水準で十分な対応ができたのか、できなかったのはどのような企業なのかを検証する為、重要な欠陥の出る可能性について、同様3月決算企業について調査を行った。

#### 概要

- 会計監査人が明確な基準を持っているかどうかについて、3月決算企業の肯定的意見は、47%程度に留まっており、必ずしも「明確な基準をもって内部統制監査が実施された」とは見られていない事がうかがえる。
- また、内部統制監査の体制面では、十分な人員で、十分な時間をかけたかについても、肯定的意見はそれぞれ54%、52%に留まり、会社側は、必ずしも、会計監査人の内部統制監査が十分に実施されたとは考えてはいないと推測される。
- 以上の結果と、1.体制・スケジュールで示した、第4四半期に内部統制監査が集中した実態から、会計監査人の内部統制監査も十分な実効性を持って実施されたとは言いきれない状況である事がうかがえる。
- 他方、連結売上高100億円未満の企業では、重要な欠陥が出る可能性があると予想している企業が約15%に上り、それ以上の規模の企業の予想が2%以下に留まっている。小規模企業では、少なくとも会計監査人の求める水準で、十分に対応しきれなかった実態がうかがえる。

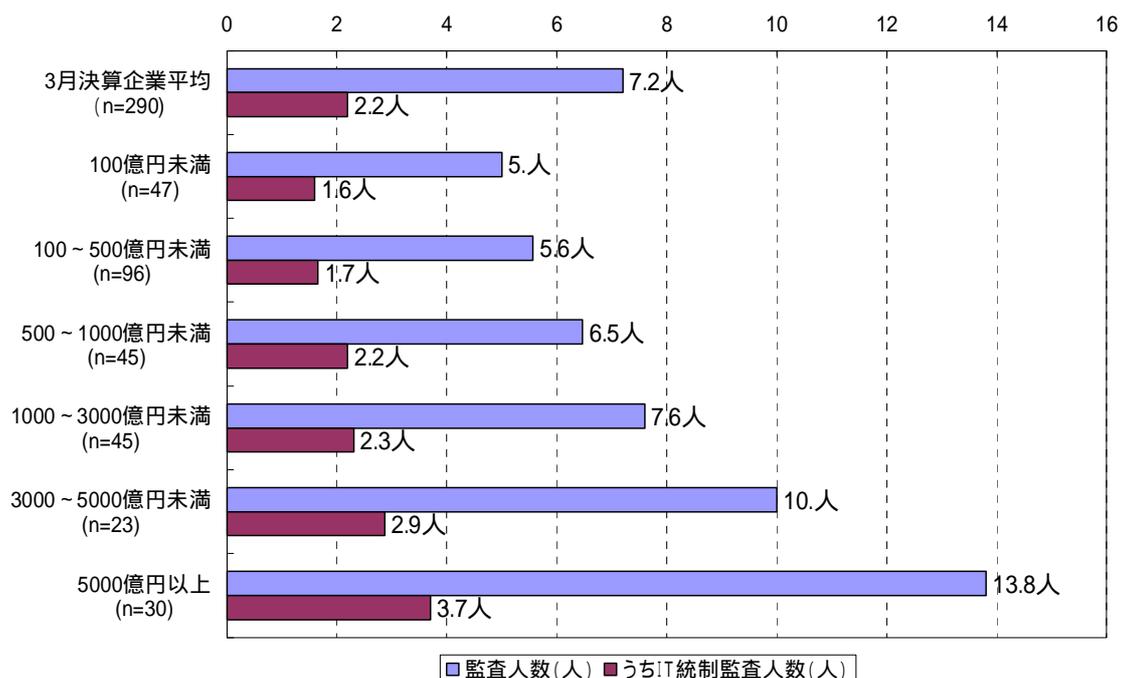
#### Q7. 会計監査人の内部統制監査の実施者数

本設問では、監査費用の負担増が話題となる中、どの程度の人員で会計監査人の内部統制監査が実施されているのかを把握する事を目的として、内部統制監査に関わる会計監査人の人数とそのなかでIT統制を担当する監査人数を確認した。

内部統制監査を実施している会計監査人の人数は、3月決算企業全体で7.2人、うちIT統

制分野を担当する監査人数は2.2人となった。売上規模が増加するに従って、監査人数は増加するが、増加割合は売上規模と比して緩やかである。また、IT統制分野においてはその傾向が顕著で、100億円未満の企業で平均1.6人が関わっているのに対し、5000億円以上の企業では平均3.7人が関わるにとどまっている。

(図 Q7) 内部統制監査に関わる監査人数(連結売上高別)



これらのことから、小規模な企業では、費用面と業務面の両面において、相対的に会計監査人の内部統制監査に対する負担感が大きいものと考えられる。

## Q8. 会計監査人の内部統制監査の実施実態

本設問では、会計監査人の内部統制監査の初年度にあたって、円滑に会計監査人監査が実施されているのかを把握する事を目的として、円滑な監査に必要と想定される項目ごとについて、企業側の認識を確認した。

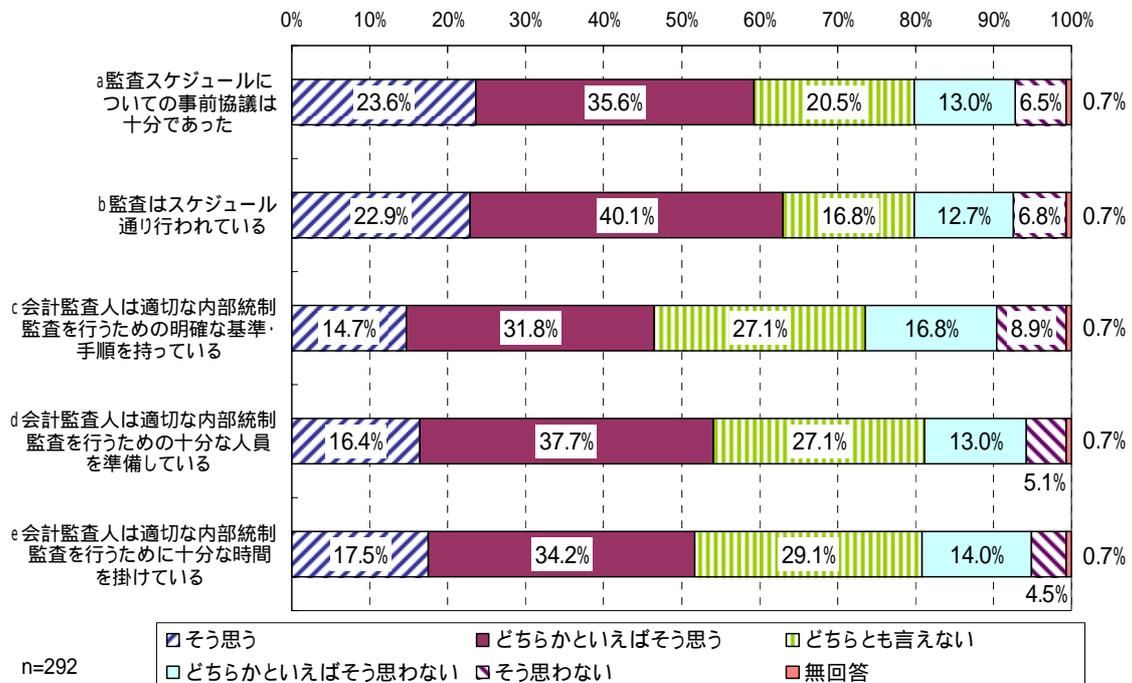
会計監査人の内部統制監査スケジュールに関する事前協議については、経営者評価のスケジュールにも影響を及ぼすことから、十分に行われる必要があったと考えられるが、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」といった回答は全体で59%に留まった。

また、会計監査人の内部統制監査の進捗についても、スケジュールどおり進んでいるとした企業は、全体で63%に留まった。

Q4の結果に見られるように、企業側の活動（整備、独立評価等）が当初の想定よりもかなり遅れていることが直接の大きな原因と考えられるが、会計監査人側の対応について企業側はどう見ているのだろうか。

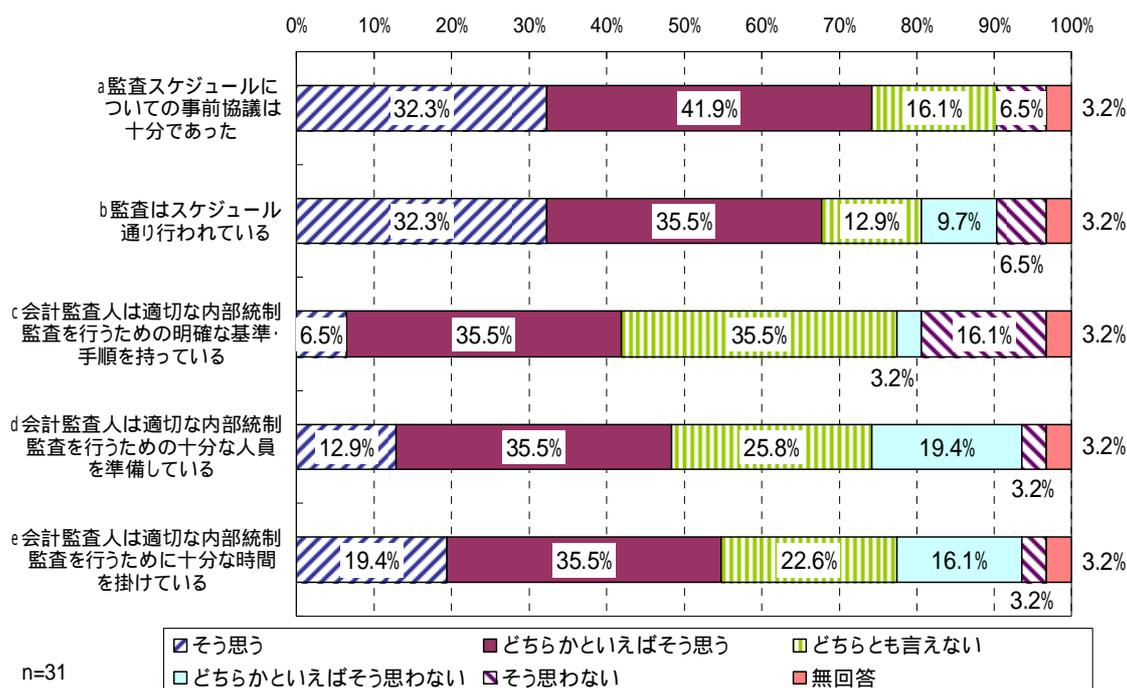
会計監査人自身が内部統制監査を行うための明確な基準・手順を持っているか、十分な人員を準備しているか、十分な時間を掛けているか、といった設問に対する肯定的な回答は、それぞれ47%、54%、52%に留まり、会計監査人側にも原因の一端があると企業側が考えている様子がうかがわれる。

( 図 Q8-1 ) 会計監査人の内部統制監査の実施実態 ( 3月期決算企業 )



特に、会計監査人自身が内部統制監査を行うための明確な基準・手順を持っているか、に関して、連結売上高5000億円以上の企業の肯定的回答は約4割に留まっており、J-SOX活動に人員と時間を掛けて取り組んだ企業ほど、会計監査人に対する要求水準が高くなっていくものと思われる。

(図Q8-2) 会計監査人の内部統制監査の実施実態  
(連結売上高5000億円以上の3月期決算企業)



### Q9. 独立的评价への依拠の程度

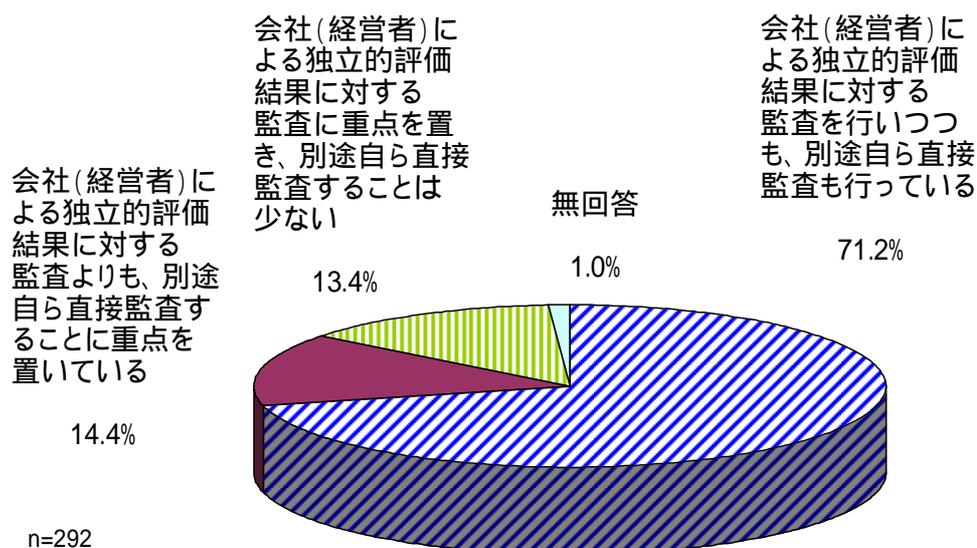
J-SOXにおいてはダイレクト監査の採用はしない、としながらも、『基本的には、監査人は自ら選択したサンプルを用いた試査により、適切な監査証拠を入手して行うこととなるが、監査人は、経営者が抽出したサンプルの妥当性の検討および経営者による作業結果の一部について検討を行った上で、経営者が評価において選択したサンプルを自ら選択したサンプルの一部として利用することができる。(監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」)』としている。

本設問では、会計監査人の内部統制監査の初年度にあたって、企業側が実施した独立的评价結果が内部統制監査にどの程度活用されているかを確認した。

会計監査人がどこまで独立的评价結果に依拠するかの程度は、個別企業およびその会計

監査人の判断に委ねられている。しかし、本設問の回答は、「会社（経営者）による独立的评价結果に対する監査を行いつつも、別途自ら直接監査も行っている」が、71.2%と最も多く、独立的评价への依拠とダイレクト監査とを同程度織り交ぜながら実施されているようである。

（表 Q9）会計監査人の独立的评价への依拠の程度（3月期決算企業）



前掲の実務上の取り扱いにもあるとおり、独立的评价のサンプル抽出や作業結果等に一定の信頼性があれば、依拠の割合の増加、作業効率の向上、コスト削減につながるものと思われる。

初年度においては、進捗の遅れ、評価基準等の解釈の混乱等からやむを得ずダイレクト監査の割合が増えたものと考えられるが、2年目以降なるべく経営者評価への依拠の割合を高める必要がある。

#### Q10. 会計監査人との見解相違

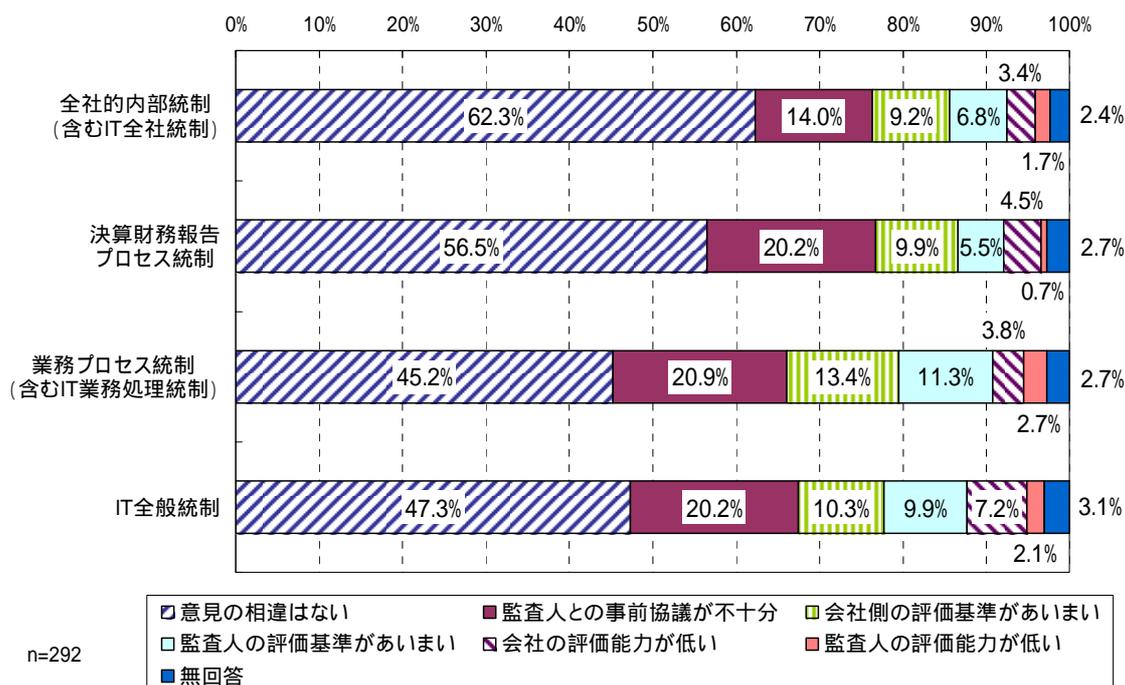
会計監査人の監査結果と企業側の独立的评价結果の間に見解の相違が生じれば、最終的には重要な欠陥として、内部統制報告書に記載される可能性が生じる。本設問では、会計監査人と企業の間で、見解の相違が生じていないのか、生じている場合はどのような理由によるものなのかを確認した。

会計監査人の監査結果と独立的评价結果との間での見解相違の有無については、全社的

内部統制で62%、決算財務報告プロセス統制で57%、業務プロセス統制で45%、IT全般統制で47%の企業が「見解の相違はない」という回答であった（3月期決算企業）。

見解相違があった場合の原因としては、「会計監査人との事前協議が不十分」とした企業が約2割、「会社側の評価基準があいまい」、「会計監査人側の評価基準があいまい」とした企業がそれぞれ約1割程度であった。

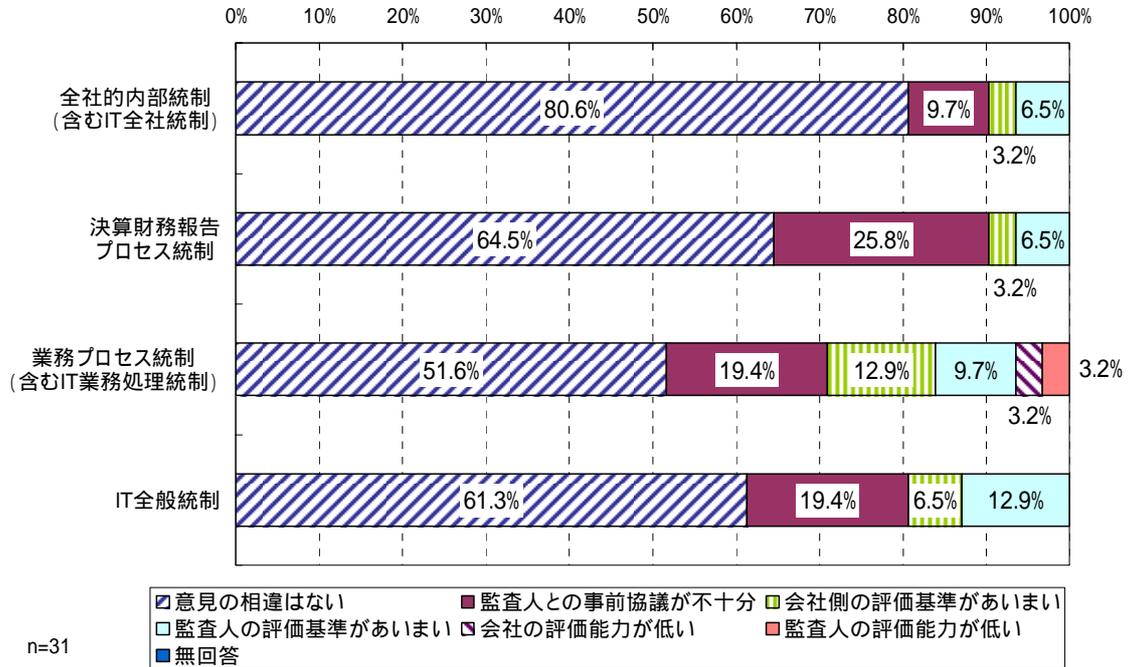
（図 Q10-1）会計監査人と企業による内部統制評価の見解相違（3月期決算企業）



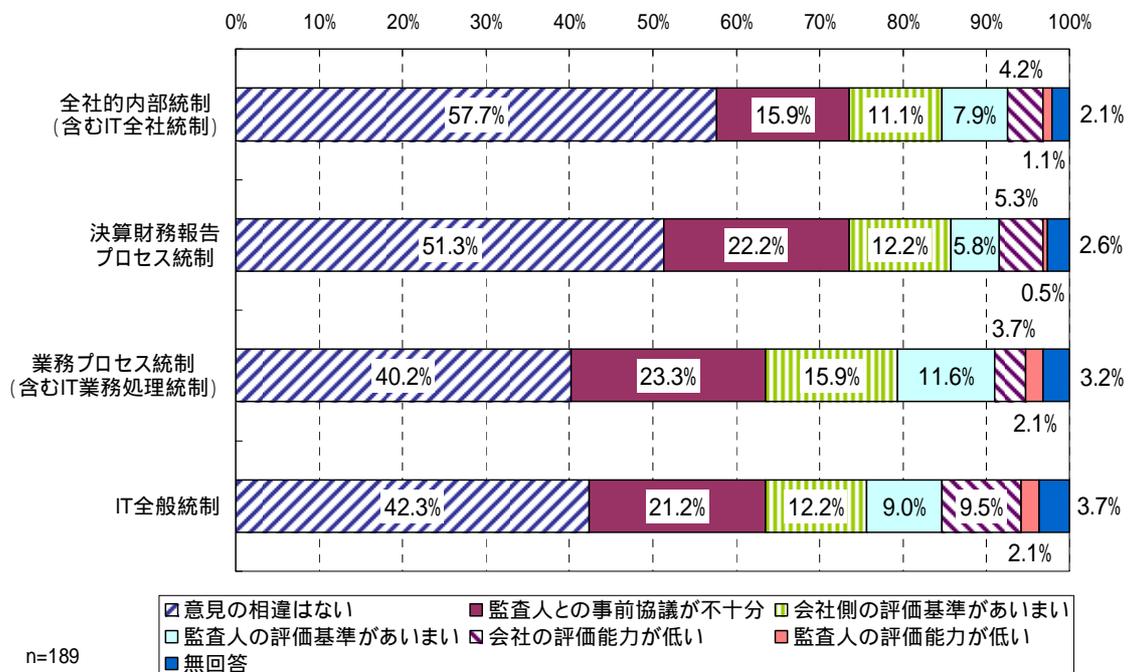
連結売上高5000億円以上の企業と1000億円未満の企業を比較すると、連結売上高1000億円未満の企業のほうが、「監査人との事前協議が不十分」、「会社側の評価基準があいまい」と回答した割合が全般的に高く、結果として「意見の相違はない」と回答した割合が低い。前回のアンケート調査結果においても、規模の小さい企業ほど準備が遅れる傾向が得られたが、会計監査人との事前協議や社内の基準作りが十分でなかった結果として、意見の相違が生じているものと考えられる。

また、全般的に、業務プロセス、IT全般統制については、「会社側の評価基準があいまい」、「監査人の評価基準があいまい」と回答した企業の割合が高いことから、企業の個性が強く、判断基準を設定するのが困難な分野であったと考えられる。

(図 Q10-2) 会計監査人と企業による内部統制評価の見解相違  
(連結売上高5000億円以上の3月期決算企業)



(図 Q10-3) 会計監査人と企業による内部統制評価の見解相違  
(連結売上高1000億円未満の3月期決算企業)

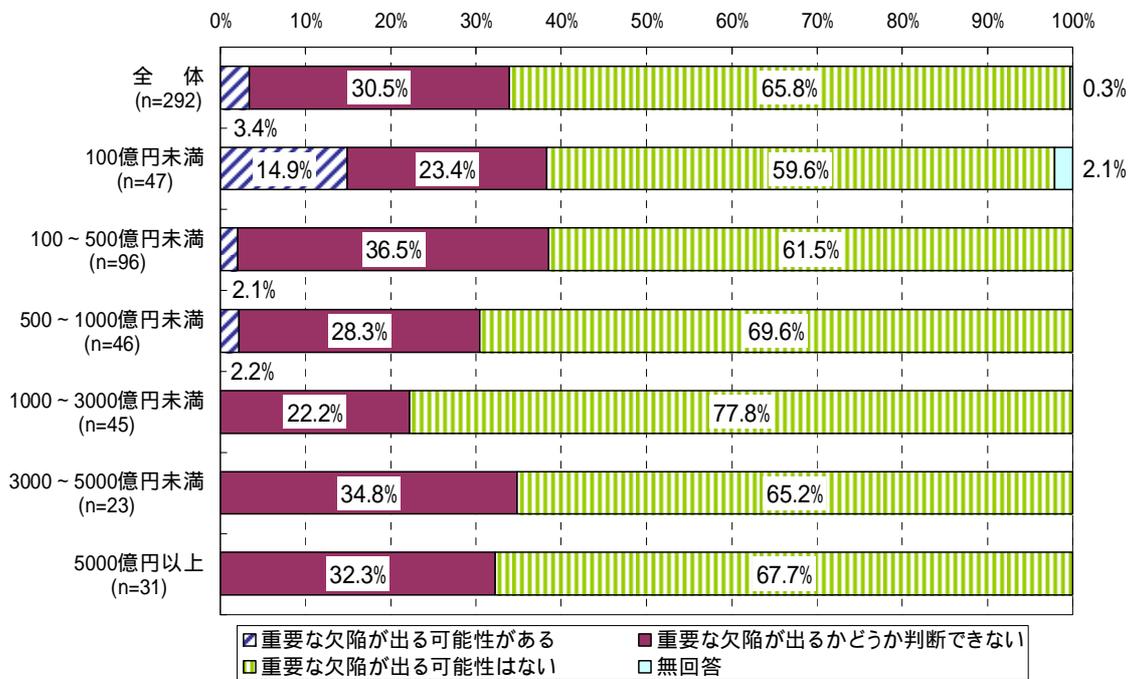


## Q11.重要な欠陥の有無の可能性

J-SOX作業の最終結果として、社内外を問わず、最も注目されるのは重要な欠陥の有無であると考えられる。本設問では、期末に作成する内部統制報告書において、重要な欠陥が出る可能性を確認した。

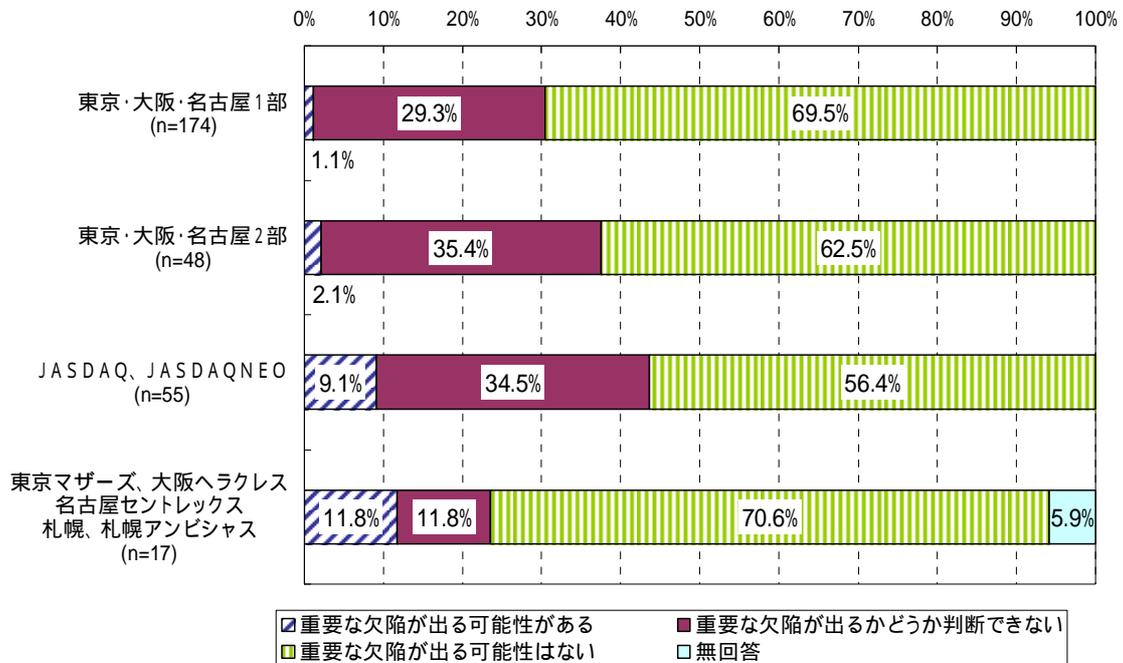
重要な欠陥が出る可能性があるという回答した企業は3%に留まり、66%の企業は重要な欠陥が出る可能性はない、と回答している。重要な欠陥が出る可能性があるという回答した企業は、連結売上高100億円未満の企業にほぼ集中しており、逆に、連結売上高1000億円以上の企業（今回の調査では99社）においては、1社も存在しないという結果となった。

(図 Q11-1) 重要な欠陥が出る可能性 (3月決算の連結売上高別)



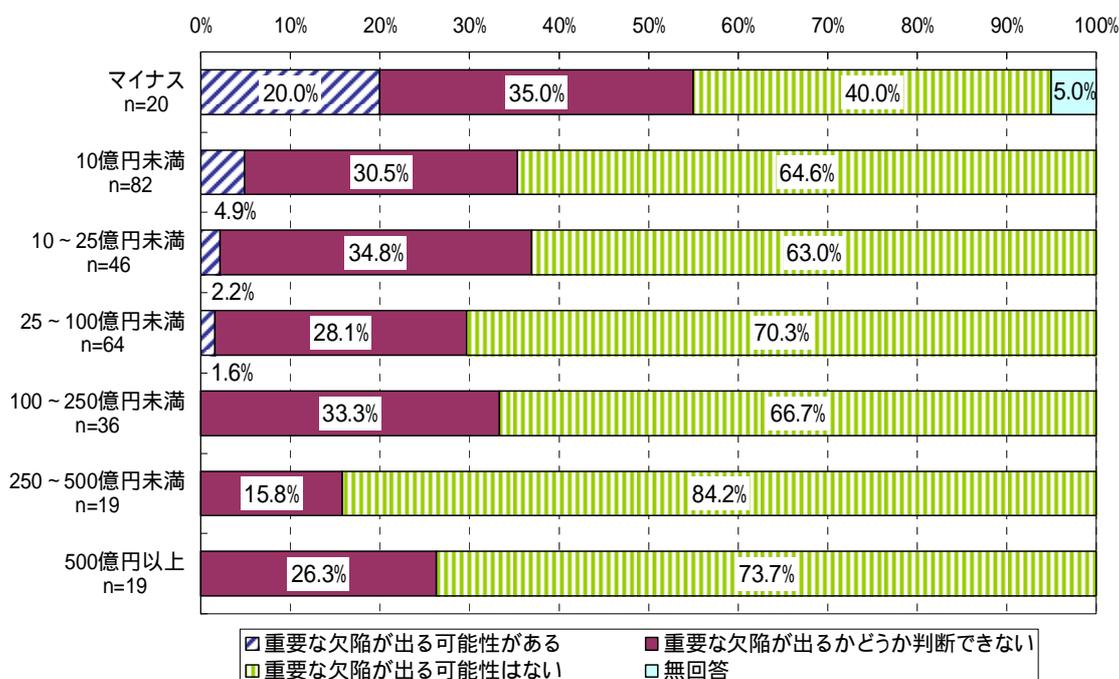
また、上場市場別に見た場合も、重大な欠陥が出る可能性がある」と回答した企業は、新興市場に集中している。

(図 Q11-2) 重要な欠陥が出る可能性 (3月決算の上場市場別)



一方で、グループ連結での経常利益の規模ごとに、重要な欠陥が出る可能性の有無を見た場合、経常利益がマイナスおよび10億円未満の企業において、「重要な欠陥が出る可能性がある」という回答が目立つ結果になった。

(図 Q11-3) 重要な欠陥が出る可能性 (連結経常利益別)



連結売上高100億円未満の企業では、重要な欠陥が出る可能性があると予想している企業が約15%に上り、それ以上の規模の企業の予想が2%以下に留まっている事を考えると、小規模企業では、少なくとも会計監査人の求める水準で、十分に対応しきれなかった実態がうかがえる。

また、実施基準においては、重要な欠陥の判断基準として、連結税引前利益の概ね5%という金額基準が提示されている。経常利益が低いほど、重要な欠陥が出る可能性があるという回答する傾向が見られる事から、利益水準が低い会社は、実施基準における金額基準の厳格な適用により、影響額がそれほど大きくない不備についても、重大な欠陥となっている可能性がある。

## 4．内部統制報告制度について

### [狙い]

最後に、内部統制報告制度が、企業の財務報告の信頼性を確保するという目的をどの程度達成しているのか、また、企業の実務者が、制度の趣旨に対する制度の実態をどう捉えているかを、主に、内部統制報告書の信頼性についての実務者の見解と内部統制報告制度の問題点、および制度改善要望という3点から調査した。

#### 概要

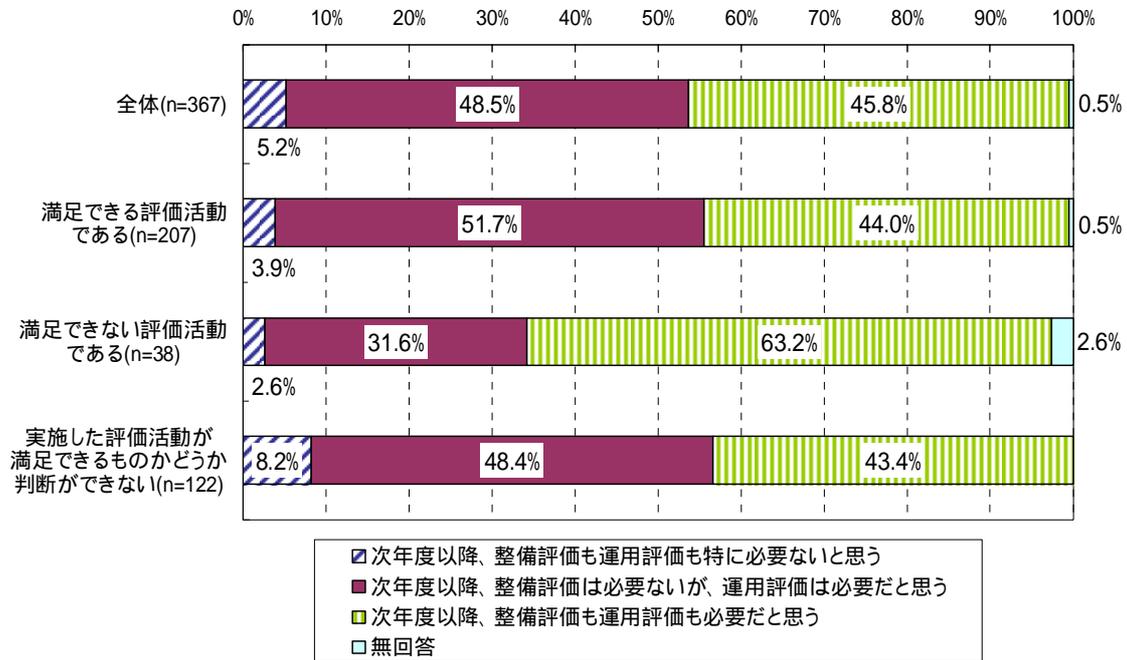
- 内部統制報告書は信頼できるかという設問に対して、回答企業の69.4%が「信頼できる」と回答している。
- ただし、「内部統制報告書は信頼できる」と回答した企業の約8割は、会計監査人の意見相違がない企業である。また、これは、何らかの意見相違があった企業に比べ、高い比率となっている。内部統制評価活動が会計監査人に依存する形で進められており、会計監査人による内部統制監査の結果が良好であれば、内部統制報告書の信頼性を確保できる制度であるという、実務担当者の捉え方がうかがえる。
- 他方、信頼できない要因として最も高かったのは、「評価基準が不明確」、「組織体制に格差があり評価実施内容に差がある」という2点で、67.6%に上った。
- 制度改善要望について、全体の57%の企業が、企業規模に応じて制度適用の水準を分ける必要性を訴えており、連結売上高100億円未満企業においては、実に72.3%の企業が希望している。
- 以上より、財務報告の信頼性の確保に関して、実務者の視点から見ると、会計監査人に依存しているということ、制度として小規模企業においては相当負担の大きかったことがわかる。

#### Q12. 次年度以降の評価活動の要否

本設問は、仮に初年度の会計監査人の内部統制監査結果が適正意見であったとして、次年度以降内部統制の状況に変更がないと仮定したときに、次年度以降の内部統制も有効と判断するためには、どこまでの評価活動が必要かを把握することを目的として調査した。

次年度以降、内部統制に変更がなければ整備評価を行う必要はない、と考える企業は48.5%であった。また、次年度以降も整備評価および運用評価を行うべきと考える企業は45.8%であった。

(図 Q12-1) 満足度と次年度以降の評価の必要性



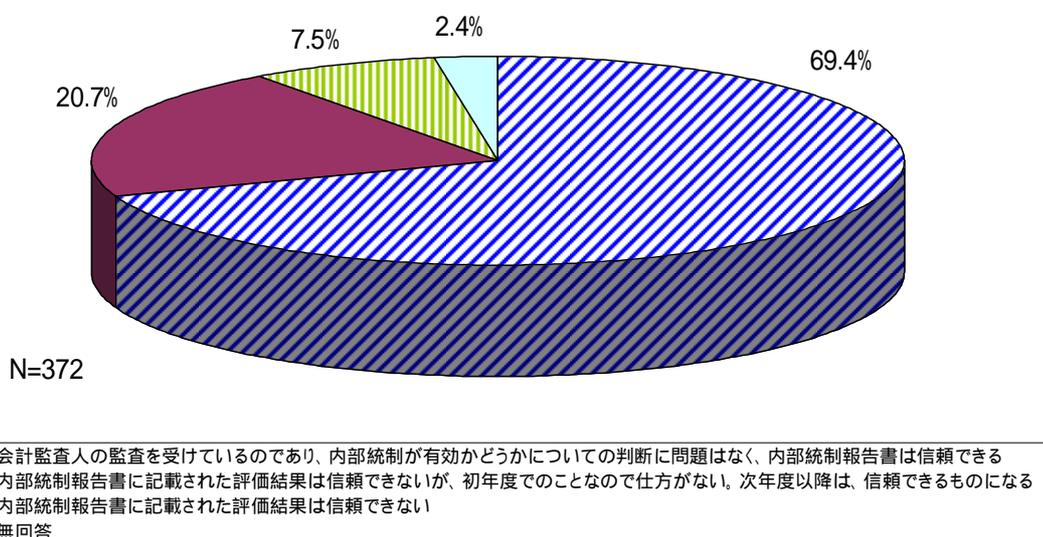
この設問に関しては、企業規模による差異は特に見られなかったが、「満足できない評価活動」であったと回答した企業の63.2%が、次年度以降も整備評価および運用評価の両方が必要と回答しており、初年度の対応に課題を残した企業が、次年度の評価を再度丁寧に行う必要性を感じている様子が分かる。

### Q13-1. 内部統制報告書の信頼性

第1回の弊社調査において、内部統制の整備・運用の水準、評価基準等にばらつきがあるという結果が出たことをふまえ、企業の実務者が内部統制報告書をどの程度信頼できると考えているのかを把握することを目的として調査した。

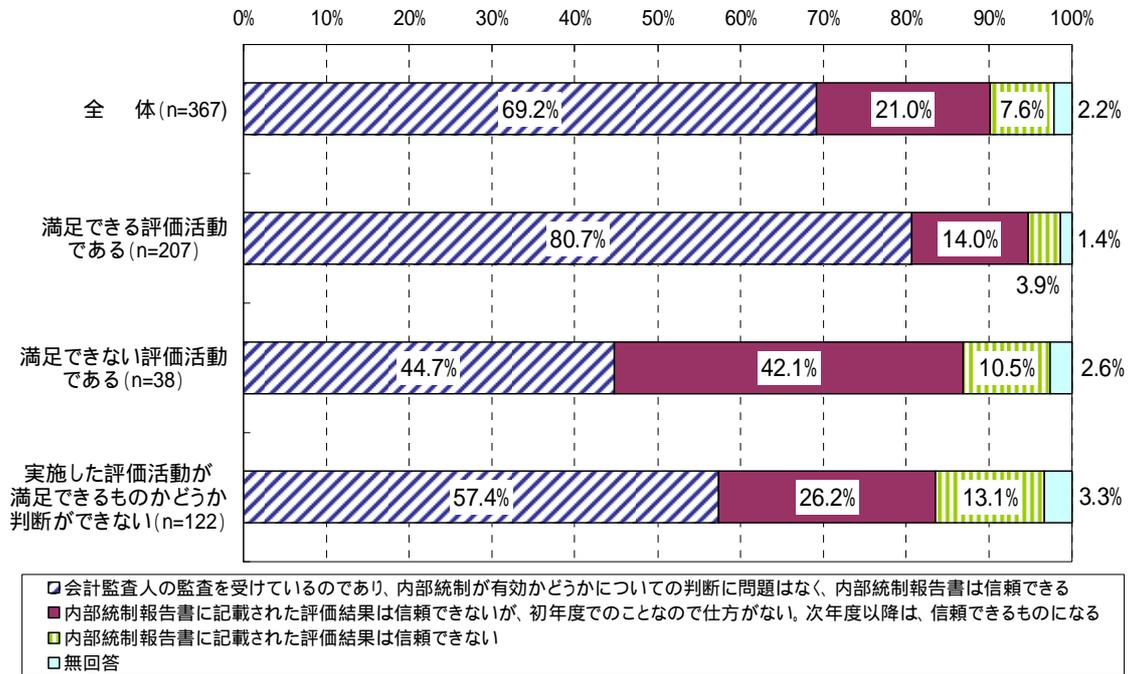
その結果、「会計監査人の監査を受けている以上、内部統制の有効性に関する判断に問題はなく、内部統制報告書は信頼できる」と考える企業が69.4%を占めた。

( 図 Q13-1-1 ) 内部統制報告書の信頼性



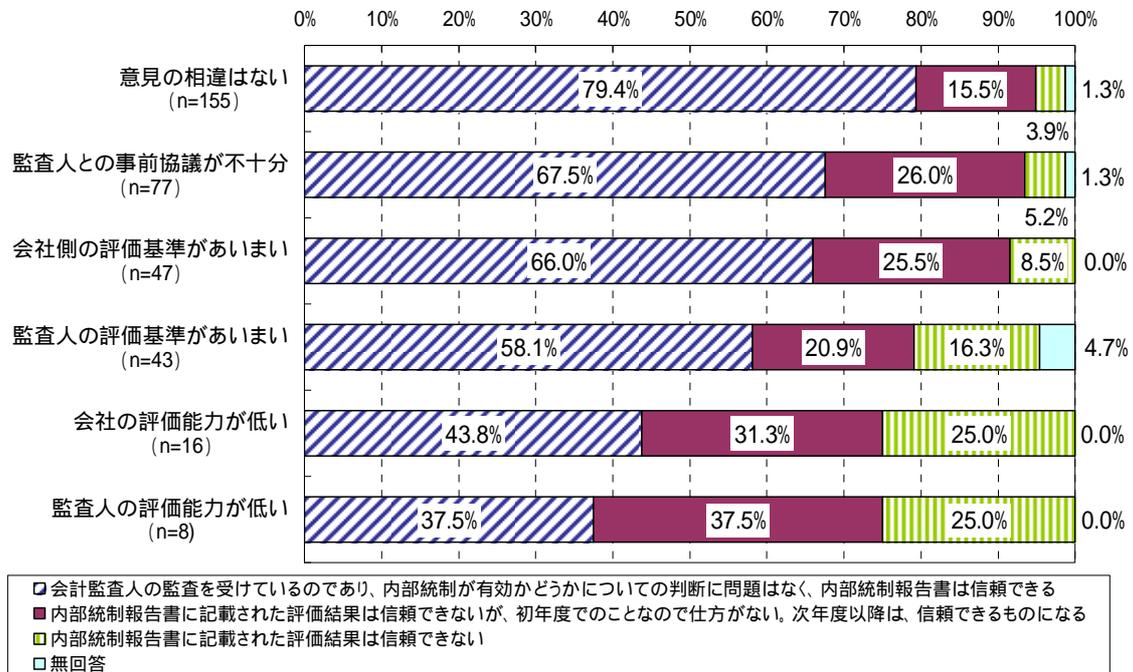
整備・運用の水準や評価基準等にばらつきがあれば、結果のみを記した内部統制報告書が信頼に足るものなのか否かに疑問が残るとも考えられるが、実態としては、会計監査人による監査によってその信頼性が担保される、と考える企業が大勢のようである。

( 図 Q13-1-2 ) 満足度と内部統制報告書の必要性



しかし、「満足できない評価活動」であったと回答した企業の44.7%、「満足できるかどうか判断できない」企業の57.4%が、「内部統制報告書は信頼できる」と回答していることから、「必ずしも十分な評価活動が実施されなくとも、内部統制報告書の信頼性は担保される」と考える企業は少なくない。

(図 Q13-1-3) 会計監査人との意見の相違(業務プロセス)の状況と  
内部統制報告書の必要性



また、業務プロセスにおける会計監査人との意見相違との関係で見ると、「意見の相違はない」と回答した企業の79.4%が、内部統制報告書は信頼できるとしており、「何らかの意見相違があった」と回答した企業に比べ、高い割合となっている。

会計監査人との意見相違がなければ、内部統制報告書の信頼性が高まる、という結果は、内部統制評価活動が会計監査人に依存する形で進められていることによるものと考えられる。

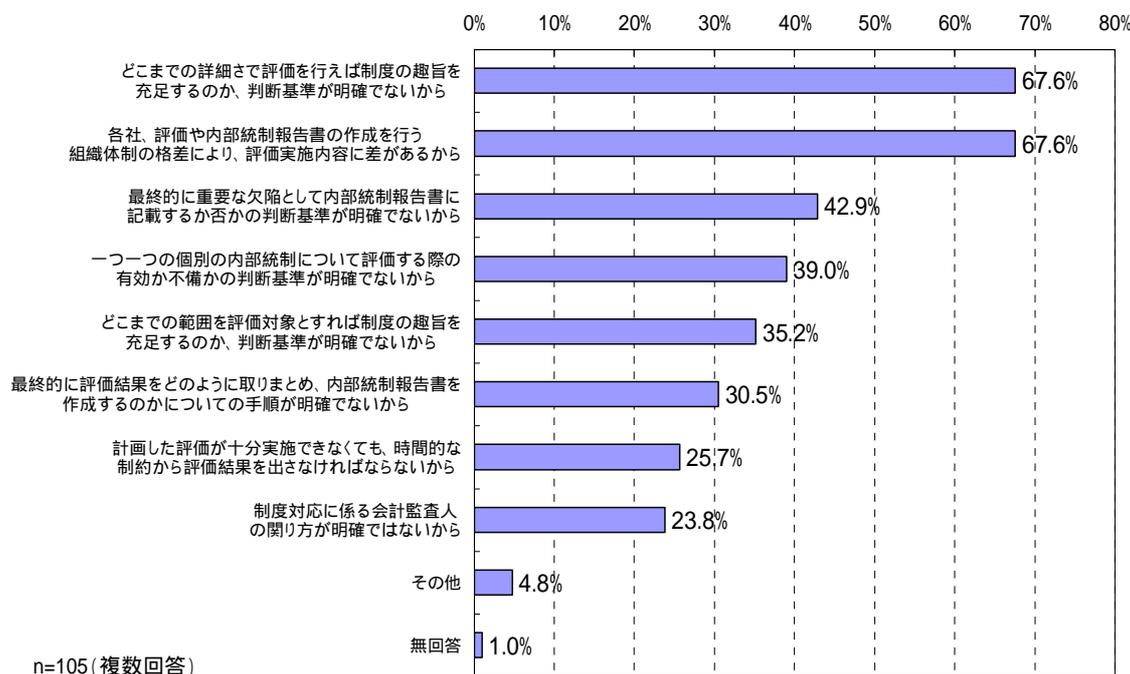
## Q13-2. 内部統制報告書が信頼できない原因

Q13-1において、内部統制報告書は信頼できない（「内部統制報告書に記載された評価結果は信頼できない」または「内部統制報告書に記載された評価結果は信頼できないが、初年度でのことなので仕方がない。次年度以降は信頼できるものになる」）と回答した105社に対し、その原因について調査した。

その結果、「どこまでの詳細さで評価を行えば制度の趣旨を充足するのかの判断基準が不明確」「各社によって評価や内部統制報告書作成の組織体制に格差があり、評価の実施内容に差がある」といった原因が最も多くそれぞれ67.6%あった。

また、「重要な欠陥として内部統制報告書に記載するか否かの判断基準（42.9%）」「個別の内部統制について評価する際の有効か不備かの判断基準（39.0%）」「どこまでの範囲を評価対象とすれば制度の趣旨を充足するのか、の判断基準（35.2%）」といった、様々な局面での判断基準の不明確さも挙げられている。

（図 Q13-2-1）内部統制報告書が信頼できない原因



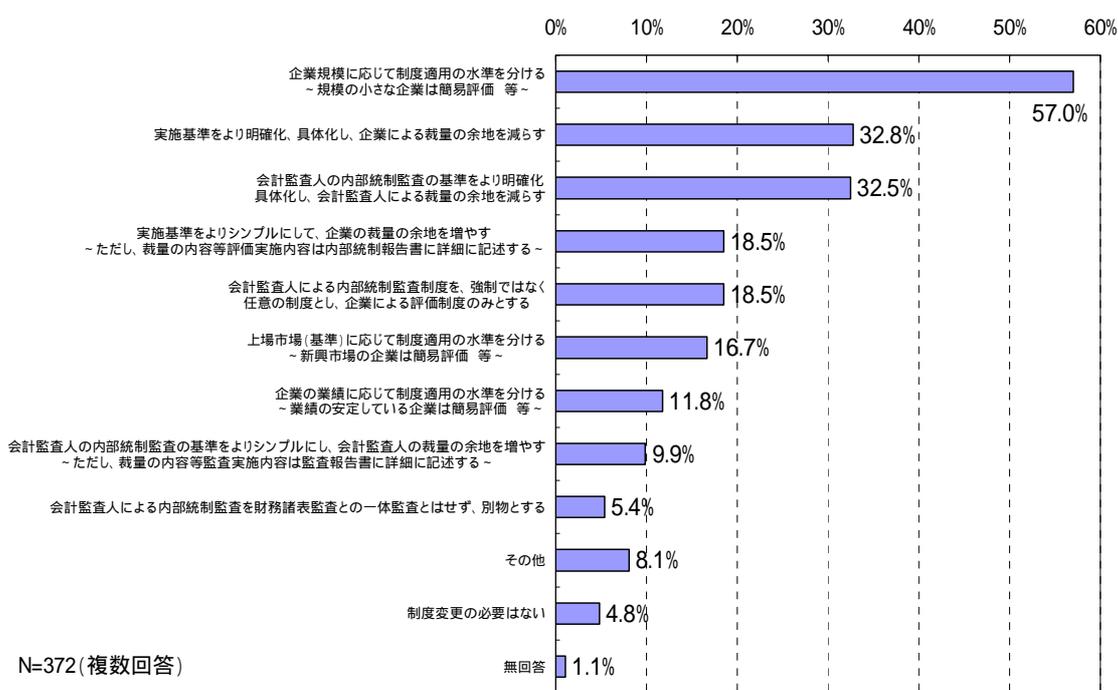
評価フェーズに入っても依然として、判断基準のばらつきが存在しており、組織体制の格差も相まって、各企業における内部統制評価活動には少なからずばらつきがあるものと考えられる。

## Q14. 現行の内部統制報告制度の見直しの必要性

企業の実務者が、現行の内部統制報告制度に関する制度変更の必要性をどのように感じているかについて調査した。

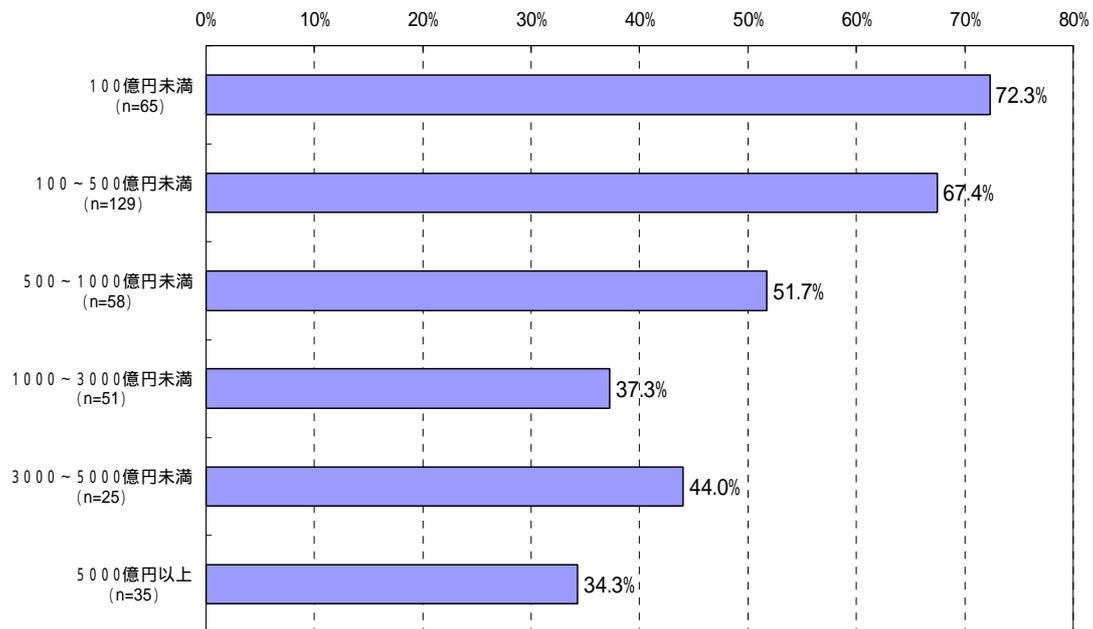
本調査では、前述のとおり「内部統制評価活動への満足度の高さ(Q6)」「内部統制報告書(会計監査人監査)への信頼性の高さ(Q13)」が見られたが、現行制度について見直しが必要と考える企業は、4.8%に留まり、「企業規模に応じた適用基準の差別化、例えば小規模企業は簡易評価等(57.0%)」や「実施基準の明確化、具体化による企業の裁量余地の減少(32.8%)」、「会計監査人の監査基準の明確化、具体化による会計監査人の裁量余地の減少(32.5%)」の必要性を各企業が感じていることが分かった。

(図 Q14-1) 内部統制報告制度変更の必要性



企業規模別制度の導入については、特に、連結売上高100億円未満企業の72.3%、連結売上高100億円以上500億円未満企業の67.4%が必要性を訴えており、今回のJ-SOX制度が中小規模企業にとって相当の負担であったことがうかがえる。

( 図 Q14-2 ) 売上規模と企業規模別制度導入の必要性



また、「実施基準の明確化、具体化による企業の裁量余地の減少 ( 32.8% ) 」と回答した企業が、「実施基準のシンプル化による企業の裁量余地の増加 ( 18.5% ) 」と回答した企業を大きく上回る結果となった。

個々の企業の内部統制のあり方やリスクの内容・大きさはそれぞれ異なるはずであり、それらに応じて各企業がある程度の裁量の中で内部統制を構築、評価していくのも一案であろうが、現状においては明確に定められたルールの下で運用していきたい、と考える企業のほうが多いようである。

## Q15. 内部統制評価活動について

内部統制評価活動を実施した結果、次の項目別に、具体的効果をどの程度感じているかについて調査した。

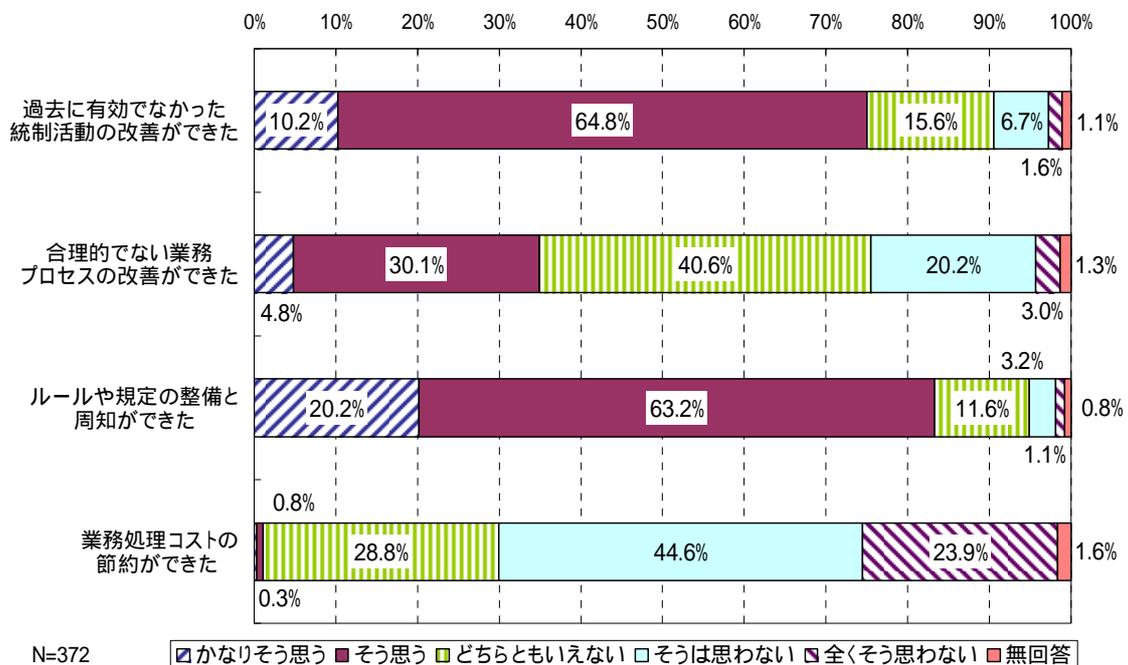
- ・過去に有効でなかった統制活動の改善ができたかどうか
- ・合理的でない業務プロセスの改善ができたかどうか
- ・ルールや規定の整備と周知ができたかどうか
- ・業務処理コストの節約ができたかどうか

その結果、「ルールや規定の整備と周知」について効果を感じる企業が最も多く、83.4%（かなりそう思う、そう思うの合計）に上った。

また、「過去に有効でなかった統制活動の改善」についても75.0%の企業が効果を実感している。

一方、「合理的でない業務プロセスの改善」については、肯定的意見が34.9%に留まっており、「業務処理コストの節約」に至っては、肯定的意見はわずか1.1%という結果となった。

（図 Q15-1）内部統制評価活動の具体的効果



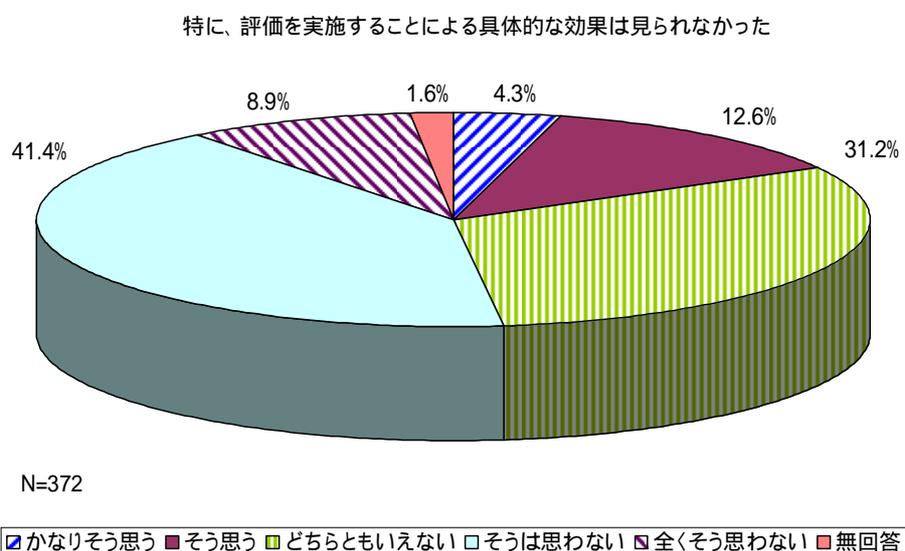
今回のJ-SOX制度が財務報告の信頼性を目的としていることから、その目的を充足するための直接的な活動（統制活動の改善、ルールの整備・周知）については、多くの企業が具

体的効果を感じている反面、J-SOX制度の目的とは直接関係しない領域（業務プロセスの合理化、業務処理コストの節約）については、具体的効果が見られなかったようである。

次年度以降の評価活動に当たっては、このような領域も意識した活動が必要となりそうである。

なお、内部統制評価活動を実施した結果、具体的効果はなかった、と回答した企業は、16.9%（「かなりそう思う」、「そう思う」の合計）であり、何らかの具体的効果がある（「全くそう思わない」、「そうは思わない」の合計）と回答した企業（50.3%）を大きく下回る結果となった。

（図 Q15-2）評価実施による具体的効果の有無



約半数の企業が内部統制評価活動による具体的効果を感じてはいるものの、「どちらともいえない」と回答した企業も含めると残りの半数の企業は、具体的効果をさほど感じていないことになる。

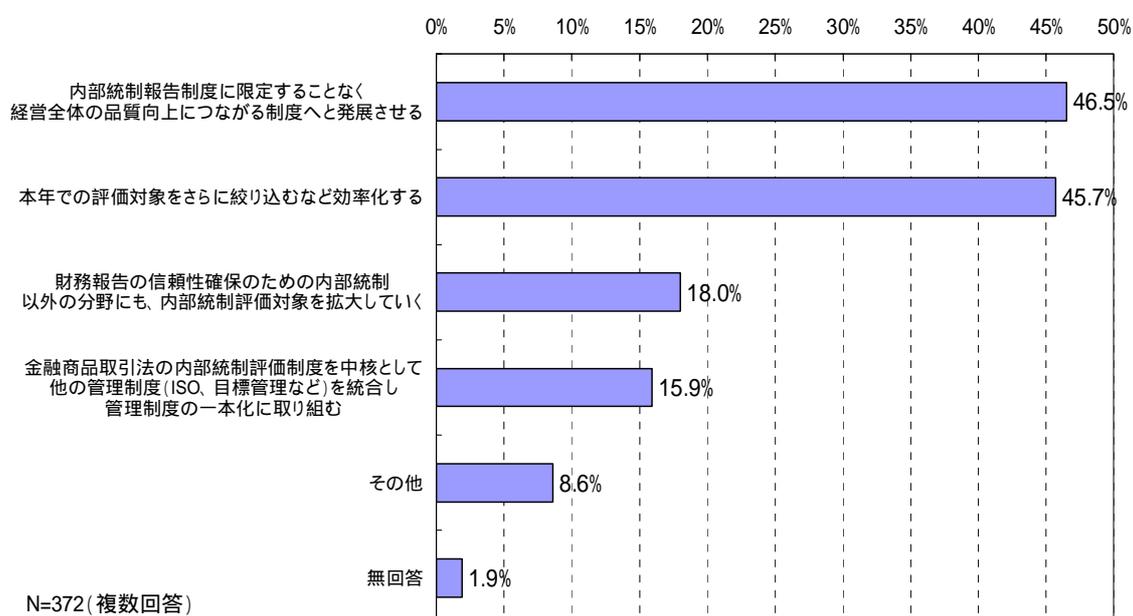
内部統制評価活動が単なる制度対応に留まらず、企業活動に対する具体的効果の発揮にまで至るかどうかは、次年度以降の課題となっているようである。

## Q16-1. 次年度以降の内部統制への取組方針

本番初年度を終えた後、次年度以降内部統制にどのように取り組む方針を持っているかについて調査した。

その結果、次年度以降の内部統制への取組方針として多く挙げたのは、「制度の枠を超えた経営全体の品質向上への展開（46.5%）」「J-SOX制度における評価活動の効率化（45.7%）」であった。企業規模等を問わず、共通の取組方針として捉えられている。

（図 Q16-1）次年度以降の内部統制への取組方針



「J-SOX制度における評価活動の効率化」については、初年度を終えた段階で、これまで見えて来なかった概ねの相場観（必要とされる水準）が分かることに加え、初年度の試行錯誤の経験を活かせば、大幅な効率化も可能であろう。

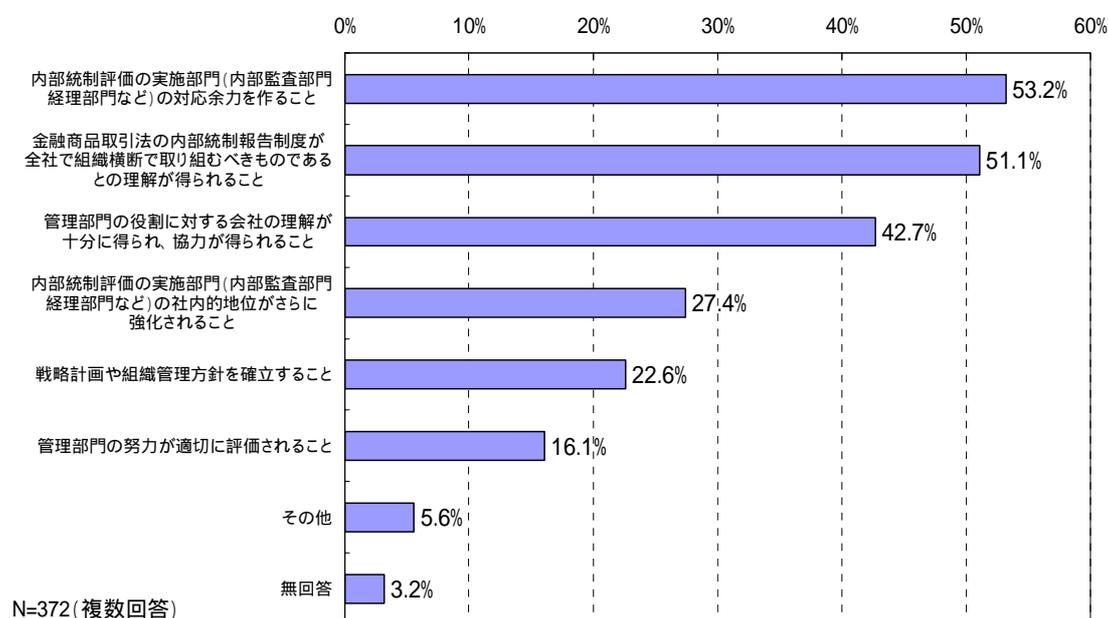
また、「制度の枠を超えた経営全体の品質向上への展開」については、「重要な欠陥を出さないこと」を目標としていた初年度を終え、次年度以降は「経営目標に資する内部統制評価活動」への軸足の移動を検討している様子が見られる。

## Q16-2. 次年度以降の内部統制への取組に当たって必要となる事項

本設問では、次年度以降の内部統制への取組に当たって、必要になるとと思われる事項について調査した。

その結果、最も多い回答は、「内部統制評価の実施部門（内部監査部門、経理部門など）の対応余力を作ること（53.2%）」であった。

（図 Q16-2）次年度以降の取組において必要となること



J-SOX制度の導入によって各社内部統制評価部門の充実が図られたはずであるが、まだまだ対応余力が不足していることがうかがわれる。

また、「金融商品取引法の内部統制報告制度が、全社的に組織横断で取り組むべきものであるとの理解が得られること（51.1%）」や「管理部門の役割に対する会社の理解が十分に得られ、協力が得られること（42.7%）」といった、全社員の理解、浸透に関する課題も多く見られるようである。

## ・提言

2008年4月より、3月期決算会社から順次、金融商品取引法による内部統制報告制度の適用が開始された。弊社が、2008年3月に実施した第1回の調査「内部統制報告制度取り組みに関する実態調査」では、評価手順や有効性の判断基準、個々の統制の評価結果を全体の報告書へとまとめる方法など、実施基準で示された内容が曖昧であるとして、評価段階では問題となると多くの企業が懸念を示した。

今回の調査では、評価活動に焦点をおいて、制度が要求する内部統制報告書が信頼できるプロセスで作成されているのか実態を調査した。

### 1. 評価結果の要約

調査結果は、以下のように要約できる。

整備評価や運用評価への取り組みにおいては、各企業は評価活動の進捗状況、評価体制も異なり、また、評価の細かさの指標となるコントロール数についてもばらつきが見られた。重要な欠陥の判定基準や経営者評価の評価基準が明確でないと言われるなかでの評価活動であるが、会計監査人の判断を仰ぎつつ、会計監査人の指導に依存した形で評価活動が進められてきた。年度決算を控える決算プロセスを除いて、2009年3月で、90%程度の企業は、会計監査人による内部統制監査が終了する予定である。また、内部統制報告制度も、統制活動の改善、ルールや規程の整備と周知、合理的でないプロセスの改善など、一応の成果を達成できた取り組みとして、内部統制報告制度の初年度は終了しつつある。

しかし、各企業の取組状況について見てみると、必ずしも多くの企業が制度の目的通りに対応を進められた訳ではなかった。たとえば、3月決算企業を例に取ると、全社的内部統制の会計監査人による監査は、3分の1の企業において年明けまで持ち越されていた。また、本番年度末まであと2ヶ月と迫った2009年1月末時点においても、業務プロセス統制やIT全般統制に関する会計監査人の監査は、約半数の企業において一巡まで至っていない。企業の評価活動の進捗も遅れ気味である。発見された不備の改善に一定期間が必要であること等を考えると、実効性を伴った評価、監査活動が実際に行われているのかどうか不安が残る結果となっている。今回の調査結果では、69.4%の企業が、「内部統制報告書は信頼できる」と回答しているが、このような実務実態をふまえると、業績良好で企業規模も大きく、J-SOX制度への対応余力を有していた一部の企業を除いて、必ずしも十分な評価活動が行われたとは言い切れず、内部統制報告書の信頼性には疑問が残る。

会計不祥事が発覚した際に、財務報告に関わる内部統制は適切に整備・運用・評価されていたのかということが、企業にも、会計監査人にも、今後より一層厳しく問われる時代に突入することを鑑みれば、内部統制が有効であるかどうかの判断を、どの範囲で、どの細かさの水準で行うべきかの議論は、2年目以降の大きな課題となる可能性がある。

## 2. 今後の内部統制報告制度 整備運用の課題

調査によると、内部統制監査に対応するために各企業が負担した費用は、本番前年度で平均 93 百万円/年程度、本番年度は 64 百万円/年程度と推定される。また、今後の内部統制評価を担当する担当者の人件費だけでも、33 百万円/年が見込まれるとされる。

内部統制報告制度はスタートしたばかりであるが、今後、この制度を、制度本来の趣旨である、株主保護という制度的な側面と企業にとっての経営改善の側面から、さらに有用なものとするためには、制度対応する各企業にとって、内部統制の目的に対する内部統制評価活動が、「満足できる」ものとする必要がある。

よって、以下のように、制度面と経営面からの取組みが必要だろう。

### 制度面として、簡易評価の容認

小規模企業においては、評価活動に満足しきれない企業が概ね半数以上存在する。

この問題は、評価活動のための十分な体制が確保できず、会計監査人に依存せざるを得ない事が原因であると考えられ、これは、次年度以降も容易に解消できるものではないだろう。

実効性を伴わない評価や監査を回避する意味でも、各企業規模が用意できる評価体制を念頭に置くべきである。例えば、新興市場など、小規模企業が多い市場に対しては、簡易評価を容認するとともに、開示される内部統制報告書が簡易評価対象企業であることを表記する事を義務付ける、等が考えられる。

### 経営面として、内部統制システムを有益なものに仕上げる。

内部統制報告制度は多大なコスト負担を強いるものであり、上場コストとして、割り切れる程、少ないとは言いきれない。構築した内部統制システムや、評価活動を無駄なものとしないようにする必要がある。今後は、内部統制報告制度を経営にとって真に有益なものに仕上げていくことが企業の課題となる。

そのためには、以下の3点の取組みを進めるべきである。

#### a. 監査法人依存から脱却し、自律した内部統制報告制度へ展開

調査に見られるように、現状の内部統制の経営者評価結果は、会計監査人の見解に依存しており、会計監査人が重要な欠陥と判断するかどうか、経営者評価の判断に強く影響を及ぼしている。このままでは、内部統制報告制度は、会計監査人による財務諸表監査制度の枠内にとどまり、一体監査のなかで経理部業務や内部監査業務のひとつとして集約され、本来の全社横断的活動といった役割は失われていくだろう。

制度としてのあり方とは別に、経営にとって真に有益な内部統制システムとするには、財務諸表監査制度のための内部統制報告から、よりリスク管理に軸足を置いた内部統制システムの整備・運用へと脱却することが必要である。

経営活動上で直面するであろうリスクへの対応力の強化、業務の効率化などを目的とした統制活動へと展開することが、内部統制評価を会社の経営基盤として確立するために必要となる。

## **b. 内部統制評価システムの経営プラットフォーム化**

金融商品取引法対応の内部統制整備では、業務処理手続きや内部統制機能を文書として記述し、担当者以外のもので理解できるように可視化してきた。これは、客観的立場からの評価を可能とするためである。また、企業グループ全体で財務報告の信頼性に係るリスクと統制を整備し、現場の処理が決算書にどのように影響するかを理解させ、グループ企業としての責任と役割を認識させてきた。定期的に、リスクに対する統制が有効であることを評価し、報告するという新しいマネジメントの制度も導入した。

とりわけ、重要な点は、多くの企業において監査用語である RCM（リスク・コントロール・マトリクス）の考え方が取り入れられたことであり、個々の業務活動の意味をリスクと統制の組み合わせで、理解させた点にある。

このような、リスクに対する統制は、企業の経営活動の品質を高める仕組みとして、重要な経営プラットフォームの構築でもあった。また、リスクに対する統制を組織全体で整備しなければならないという意識を醸成する具体的仕組みである。

従来目標管理制度、TQM、BSC、方針管理などの既存の経営管理基盤に、RCM の考えを取り入れ、既存制度の形骸化を防ぎ、活性化するとともに、毎年定期的に行われる金融商品取引法対応の内部統制報告制度に合わせて、経営目的に沿ったモニタリングを実施する経営プラットフォームとして位置付けることが求められるだろう。これまで、複数の管理システムが導入され、中には中途半端な状態で維持されてきた管理活動もあると思われるが、それらを集約し、企業トータルで経営管理コストを削減していく経営プラ

ットフォームの構築へのスタートにならない。

### c. 管理部門の強化と活用

調査によると、「J-SOX制度における評価活動の効率化」「制度の枠を超えた経営全体の品質向上への展開」等の取組を達成するために、各企業が最も必要とするものは、「内部統制評価実施部門（内部監査部門、経理部門等）の充実」であるとする企業が多かった。

金融商品取引法での内部統制報告制度は、経理部、内部監査部門の管理部門が中心となって進めてきた企業が多いが、これらの管理間部門は、これまで、小さな本社やBPRなどの取り組み過程で規模が縮小されてきた部門でもある。

しかし、金融商品取引法が求める内部統制報告制度は維持・運用していかなければならず、多くの企業において、その担い手は経理部門や内部監査部門である。内部統制報告制度を経営プラットフォームとして拡充し、その経営プラットフォームの番人としての経理部門や内部監査部門は、経営目標への進捗をモニタリングし、活動成果の客観的評価を行うなど、経営管理サイクルのPDCAの基本機能を担う部門として、経営の中核機能を果たすことが期待される。

従来の間接部門として効率化の対象とするのではなく、逆に機能の充実を行い、リスクの低減や失敗コストの発生を防ぐことを通して、プロフィットセンターへと脱皮させなければならない。

以上

## 金融商品取引法による内部統制有効性評価の取組実態に関する 調査のご協力をお願い

2008年3月に弊社が実施いたしました内部統制の整備実態調査にご協力いただきありがとうございました。

なお、調査結果については([http://www.jri.co.jp/press/2008/080724\\_ohbayashi.pdf](http://www.jri.co.jp/press/2008/080724_ohbayashi.pdf))でご覧いただけます。

弊社では、前回調査に引き続き、下記の目的で内部統制への取り組み実態に関する調査を計画いたしました。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

### 【調査の趣旨】

2008年4月より、3月期決算会社から順次、金融商品取引法による内部統制報告制度の適用が開始されました。

2008年3月に実施致しました第1回の調査では、評価の手順や有効かどうかの判断基準、個々の統制の評価結果を全体の報告書としてまとめて行く方法などについて、実施基準で示された内容が曖昧である事が要因となり、評価段階での課題となるだろうと多くの会社の皆様が回答されています。しかし、現在に至っても、これらの課題への対応については、未解決の状態に近いのが実態ではないでしょうか。このような状況において、例えば、以下のような制度自体への懸念を感じられている実務者の方も多いのではないのでしょうか。

①整備評価や運用評価への取り組みにおいて、各社、評価範囲、評価体制も異なり、評価の細かさ、評価基準のばらつきなどがあるのではないかと。

②会計監査人の監査における判断基準や監査結果の妥当性についても、その水準が異なるのではないかと。

今回の調査では、各社が年度決算を順次迎えるなかで、内部統制報告書の作成実務の現場での取組み実態を把握し、内部統制報告制度が抱える問題点、また、今後、制度の修正が必要と考えられる点などを、とりまとめることを目的としています。

調査結果は、弊社でとりまとめるうえ、公表させていただきます。

また、ご要望があれば、更に詳しい集計結果をご提供させていただきます。最終ページに会社名、住所、送付部門名をご記入ください。後日、弊社のウェブサイト上にて、集計結果をご覧いただくためのパスワードをご連絡させていただきます。

なお、調査結果を公表する際に、記入頂いた個社名を公表する事はございません。

また、個人情報保護のため部署名で金融商品取引法対応内部統制評価チーム御中としてお送りさせていただきますのでご了承ください。

ご照会先

株式会社 日本総合研究所 総合研究部門（大阪）  
吉田徹、大井大輔、下野雄介（tel 06-6243-4650）

2009年1月

株式会社 日本総合研究所

I. 進捗・体制について

- Q1 貴社グループにおける内部統制の独立の評価に対応するための組織体制についてお尋ねします。該当する回答番号に○印をつけてください。(複数回答可)

回答番号	選択肢(評価体制)
1	従来の内部監査部門とは別に、内部統制の評価対応部門を新設
2	従来の内部監査部門で対応(内部監査部門の拡充を含む)
3	評価目的のために一時的なタスクフォースとして内部統制評価チームを組成し対応
4	外部に委託
5	まだ、評価体制を整備していない

- Q2 貴社グループで、独立的评价を担当される方の評価者数についてお尋ねします。勤務時間のほとんどをJ-SOX対応に使用している方を専任者、勤務時間でJ-SOX以外の他の業務と兼務している方を兼務者として、それぞれ何人くらいかについてご回答下さい。また、「外部に委託」の場合も委託先の参画人数をご記入下さい。

専任者		人
兼務者		人
外部委託先		人

- Q3 貴社グループで、J-SOX対応上、負担した費用は、概ねどの程度でしたか。下記の項目別について、本番前年度、本番年度それぞれについてお聞かせください。なお、本番年度については、年間費用(もしくは人数)を見込みでご記入下さい。また、回答に当たっては、貴社グループ全体で、J-SOX対応に要した概ねの人数および費用についてお聞かせ下さい。

J-SOX対応における費用項目		本番前年度	本番年度
a	内部統制監査対応準備として文書化作業や自己点検や独立的评价の試行など本番開始までに携わった人数	専任者	人
		兼務者	人
b	J-SOX対応のための情報システム投資費用(例えば、業務改善、監査対応文書管理用のシステム投資など) ※初期導入の費用と年間ランニングコストを併せてお書き下さい。		百万円
c	コンサルタントへの委託費用や会計監査人へのアドバイザー契約費用		百万円
d	上記以外で負担したその他のJ-SOX対応上の費用 ※例えば出張交通費など ※人件費は除く		百万円

Q4 貴社グループの内部統制の評価及び監査での本番初年度の実施スケジュール(予定を含む)についてお聞かせください。

下記の表で、内部統制評価分野別に、①整備・文書化、②独立の評価、③会計監査人による内部統制監査の進捗の項目があります。  
項目別にそれぞれの内部統制の整備や評価また監査の活動が概ね一巡し終了した時点(文書化や初回の内部統制の評価また監査が、終了または終了する見込みが立っている)の該当月に○を記載して下さい。なお、不備の整備や再評価等の二次的な活動までは含まないものとします。

なお、3月期決算会社以外の回答企業様もご回答をお願いします。

**記入例**

全社的の内部統制について、①初回の整備・文書化が2008年3月末以前に終了、②本番開始初年度の、初回の独立の評価は2008年7月に終了、③初回の会計監査人による監査が9月に終了の場合

		(西暦)	2008年3月以前																
			2008年						2009年										
		(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
内部統制評価・監査対象分野	進捗の項目																		
a 全社的の内部統制 (含むIT全社的統制)	①整備・文書化		○																
	②独立の評価						○												
	③内部統制監査										○								

**【回答欄】**

		(西暦)	2008年3月以前																
			2008年						2009年										
		(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
内部統制評価・監査対象分野	進捗の項目																		
a 全社的の内部統制 (含むIT全社的統制)	①整備・文書化																		
	②独立の評価																		
	③内部統制監査																		
b 決算財務報告プロセス統制 (全社的な観点、業務プロセスの観点合わせてご回答下さい)	①整備・文書化																		
	②独立の評価																		
	③内部統制監査																		
c 業務プロセス統制 (含むIT業務処理統制)	①整備・文書化																		
	②独立の評価																		
	③内部統制監査																		
d IT全般統制	①整備・文書化																		
	②独立の評価																		
	③内部統制監査																		

## II 独立的评价の実態について

- Q5 貴社グループ全体で、評価対象とした業務プロセス統制(含む業務プロセスに係る決算財務報告プロセス)における整備評価対象のコントロール数についてお尋ねします。  
また、貴社で整備評価対象としたコントロールのうち、運用評価対象となったコントロールの概ねの割合、および、貴社で運用評価対象としたコントロールのうち、会計監査人による内部統制監査対象となったコントロールの概ねの割合についてもお聞かせ下さい。  
これから実施予定の会社の皆様は予想でお答えください。

グループ全体の業務プロセス (含む業務プロセスに係る決算財務報告プロセス)における整備評価対象のコントロール数		➔	うち、運用評価対象の コントロールの割合 (※下欄に該当する数字 をご記入下さい)		➔	うち、会計監査人による 内部統制監査対象と なった運用評価対象の コントロールの割合 (※下欄に該当する数字 をご記入下さい)	
回答 番号	選択肢 (コントロール数)			割			割
1	50未満						
2	50以上～300未満						
3	300以上～500未満						
4	500以上～800未満						
5	800以上～1500未満						
6	1500以上						

- Q6 貴社で実施した(もしくは実施予定である)内部統制の整備・運用評価活動についてお尋ねします。  
貴社の評価活動は、満足できる内部活動だと思いますか。該当する回答番号に○印をつけてください。

回答 番号	選択肢
1	満足できる評価活動である
2	満足できない評価活動である
3	実施した評価活動が満足できるものかどうか判断ができない

### Ⅲ 会計監査人監査の実施状況について

- Q7 会計監査人による内部統制監査では、概ね何人の会計監査人が監査を実施していますか、もしくは実施予定ですか。  
IT統制の分野を含めてご回答ください。

監査人		人
上記のうちIT統制監査人		人

- Q8 会計監査人の内部統制監査の実施についてお聞かせください。以下の項目に関してもっとも当てはまるものを、選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

項目	回答記入欄				
	① そう思う	② どちらか と言えば そう思う	③ どちら とも言え ない	④ どちら かと言 えれば そう思 わない	⑤ そう思 わない
a 監査スケジュールについての事前協議は十分であった。	1	2	3	4	5
b 監査はスケジュール通り行われている。	1	2	3	4	5
c 会計監査人は適切な内部統制監査を行うための明確な基準・手順を持っている	1	2	3	4	5
d 会計監査人は適切な内部統制監査を行うための十分な人員を準備している	1	2	3	4	5
e 会計監査人は適切な内部統制監査を行うために十分な時間を掛けている	1	2	3	4	5

- Q9 会計監査人は内部統制監査にあたって、会社(経営者)による独立的评价結果にどの程度依拠していますか。  
もっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	選択肢
1	会社(経営者)による独立的评价結果に対する監査に重点を置き、別途自ら直接監査することは少ない。
2	会社(経営者)による独立的评价結果に対する監査を行いつつも、別途自ら直接監査も行っている。
3	会社(経営者)による独立的评价結果に対する監査よりも、別途自ら直接監査することに重点を置いている。

- Q10 会計監査人の監査結果と貴社の独立的评价結果との見解相違の状況についてお聞かせください。

見解相違が生じた場合、または、生じるとすると、その原因について、評価分野別にもっとも当てはまるものを選択肢からひとつ選んで回答番号に○をつけてください。

評価結果に対する見解相違があった 又は ありそうな分野	原因欄					
	意見相違はない	監査人との事前協議が不十分	会社側の評価基準があいまい	監査人の評価基準があいまい	会社の評価能力が低い	監査人の評価能力が低い
a 全社的内部統制(含むIT全社統制)	1	2	3	4	5	6
b 決算財務報告プロセス統制	1	2	3	4	5	6
c 業務プロセス統制(含むIT業務処理統制)	1	2	3	4	5	6
d IT全般統制	1	2	3	4	5	6

- Q11 貴社でのこれまでの独立的评价や内部統制監査の結果を踏まえ、本番年度末における重要な欠陥の有無の可能性についてお聞かせください。  
下記の選択肢より、もっとも当てはまるものをひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	選択肢
1	重要な欠陥が出る可能性がある。
2	重要な欠陥が出るかどうか判断できない。
3	重要な欠陥が出る可能性はない。

#### IV 内部統制報告制度について

- Q12 初年度の内部統制監査結果が適正意見であった場合で、次年度以降、内部統制の状況に変更がないと仮定したとき、次年度以降の内部統制の有効性の評価についてどのように思いますか。下記の選択肢より、もっとも当てはまるものをひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	選択肢
1	次年度以降、整備評価も運用評価も特に必要ないと思う。
2	次年度以降、整備評価は必要ないが、運用評価は必要だと思う。
3	次年度以降、整備評価も運用評価も必要だと思う。

- Q13 内部統制の実務を担当する立場から、内部統制報告書の内容の信頼性についてお答えください。  
 Q13-1 内部統制の整備・運用の水準は各社それぞれ異なると思われませんが、監査結果が適正であるとされた内部統制報告書についてどのように思いますか。下記の選択肢より、当てはまるものひとつを選んで回答番号に○印をつけてください。

回答番号	内部統制報告書の内容の信頼性
1	内部統制報告書に記載された評価結果は信頼できない。
2	内部統制報告書に記載された評価結果は信頼できないが、初年度でのことなので仕方がない。次年度以降は、信頼できるものになる。
3	会計監査人の監査を受けているのであり、内部統制が有効かどうかについての判断に問題はなく、内部統制報告書は信頼できる。

- Q13-2 Q13-1で、1または2と回答された方にお尋ねします。信頼できない原因としてどのようなものが考えられますか。下記の選択肢より、当てはまるものすべてを選んで回答番号に○印をつけてください。（複数回答可）

回答番号	信頼できない原因
1	どこまでの範囲を評価対象とすれば制度の趣旨を充足するのか、判断基準が明確でないから
2	どこまでの詳細さで評価を行えば制度の趣旨を充足するのか、判断基準が明確でないから
3	一つ一つの個別の内部統制について評価する際の有効か不備かの判断基準が明確でないから
4	最終的に評価結果をどのように取りまとめ、内部統制報告書を作成するのかについての手順が明確でないから
5	最終的に重要な欠陥として内部統制報告書に記載するか否かの判断基準が明確でないから
6	計画した評価が十分実施できなくても、時間的な制約から評価結果を出さなければならないから
7	各社、評価や内部統制報告書の作成を行う組織体制の格差により、評価実施内容に差があるから
8	制度対応に係る会計監査人の関わり方が明確ではないから
9	その他( )

Q14 現行の内部統制報告制度について制度変更の必要があると思いますか。変更するとしたら、どのような変更が相応しいと考えますか。当てはまるものすべてに○印を付けてください。(複数回答可)

回答番号	選択肢
1	企業規模に応じて制度適用の水準を分ける(規模の小さな企業は簡易評価 等)
2	上場市場(基準)に応じて制度適用の水準を分ける(新興市場の企業は簡易評価 等)
3	企業の業績に応じて制度適用の水準を分ける(業績の安定している企業は簡易評価 等)
4	実施基準をより明確化、具体化し、企業による裁量の余地を減らす
5	会計監査人の内部統制監査の基準をより明確化、具体化し、会計監査人による裁量の余地を減らす
6	実施基準をよりシンプルにして、企業のカスタマイズを促す(ただし、裁量の内容等評価実施内容は内部統制報告書に詳細に記述する)
7	会計監査人の内部統制監査の基準をよりシンプルにし、会計監査人の裁量の余地を増やす(ただし、裁量の内容等監査実施内容は監査報告書に詳細に記述する)
8	会計監査人による内部統制監査を財務諸表監査との一体監査とはせず、別物とする
9	会計監査人による内部統制監査制度を、強制ではなく任意の制度とし、企業による評価制度のみとする
10	その他( )
11	制度変更の必要はない

Q15 内部統制評価活動に関して貴社のご意見をお聞かせください。項目毎に、もっとも当てはまるものを、下記の選択肢よりひとつ選んで回答番号に○印をつけてください。

項目	選択肢				
	かなり そう思 う	そう思 う	どちら ともい えない	そうは 思わな い	全くそ う思わ ない
過去に有効でなかった統制活動の改善ができた	1	2	3	4	5
合理的でない業務プロセスの改善ができた	1	2	3	4	5
ルールや規定の整備と周知ができた	1	2	3	4	5
業務処理コストの節約ができた	1	2	3	4	5
特に、評価を実施することによる具体的な効果は見られなかった	1	2	3	4	5

Q16-1 次年度以降の内部統制評価への取り組み方針があればお聞かせください。  
下記の選択肢より、当てはまるものすべてに○印を付けてください。(複数回答可)

回答 番号	選択肢
1	財務報告の信頼性確保のための内部統制以外の分野にも、内部統制評価対象を拡大していく
2	金融商品取引法の内部統制評価制度を中核として、他の管理制度(ISO、目標管理など)を統合し、管理制度の一本化に取り組む
3	内部統制報告制度に限定することなく、経営全体の品質向上につながる制度へと発展させる
4	本年での評価対象をさらに絞り込むなど効率化する
5	その他 ( )

Q16-2 上記取り組みを行うに当たって、次年度以降、何が必要になると思いますか。  
下記の選択肢より当てはまるものすべてに○印を付けてください。(複数回答可)

回答 番号	選択肢
1	内部統制評価の実施部門(内部監査部門、経理部門など)の対応余力を伴うこと
2	管理部門の役割に対する会社の理解が十分に得られ、協力が得られること
3	戦略計画や組織管理方針を確立すること
4	管理部門の努力が適切に評価されること
5	金融商品取引法の内部統制報告制度が、全社で組織横断で取り組むべきものであるとの理解が得られること
6	内部統制評価の実施部門(内部監査部門、経理部門など)の社内的地位がさらに強化されること
7	その他 ( )

差し支えなければ、貴社の概要をお聞かせください。

1 貴社の年度決算月  月

2 貴社の事業区分

1 製造  2 小売  3 卸売  4 不動産  5 金融  6 運輸  7 建設  8 情報・通信  9 サービス  10 その他

3 貴社の上場市場を以下よりお選び下さい。 ※複数回答可

1	2	3	4	5
東京1部、大阪1部、名古屋1部	東京2部、大阪2部、名古屋2部	東京マザーズ、大阪ヘラクレス、名古屋セントラルズ	札幌、札幌アドベンス、福岡、福岡Q-Board	JASDAQ、JASDAQ NEO

4 連結対象のグループ売上高(直近の決算期or前年度) ※当てはまる番号に○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6	7
100億円未満	100～500億円未満	500～1,000億円未満	1,000～3,000億円未満	3,000～5,000億円未満	5,000億円～1兆円未満	1兆円以上

5 連結対象のグループ経常利益(直近の決算期or前年度) ※当てはまる番号に○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6	7
マイナス	10億円未満	10～25億円未満	25～100億円未満	100～250億円未満	250～500億円未満	500億円以上

6 連結対象のグループ会社の事業多角化の程度 (対象となる市場や顧客、提供する製品やサービスが異なる場合)

1 ほぼ単一の事業である。  2 2つの異なる事業  3 3つの異なる事業  4 4つの異なる事業  5 5つ以上の異なる事業

7 連結対象のグループ会社の数 (貴社を含む)

 社

左記のうち業務プロセスの文書化対象となった拠点

 社

グループでの海外会社数

 社

左記のうち業務プロセスの文書化対象となった拠点

 社

8 貴社の本社所在地 ※当てはまる番号に○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6	7
北海道・東北地方	東京都	東京都以外の関東地方	中部地方 (北陸・東海含)	関西地方	中国・四国地方	九州地方・沖縄

9 連結対象のグループ社員数(前年度) ※当てはまる番号に○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6	7
100人未満	100～500人未満	500～1,000人未満	1,000～3,000人未満	3,000～5,000人未満	5,000～10,000人未満	10,000人以上

10 貴社の財務諸表監査の監査法人はどこですか。該当する監査法人名に○印をつけてください。個人事務所であれば、6に○印をつけてください。

1 あずさ監査法人  2 新日本監査法人  3 監査法人トーマツ  4 あらた監査法人  
 5 その他監査法人 ( ) ※差し支えなければ監査法人名をご記入下さい  
 6 個人事務所

調査結果をご希望の会社様は、以下の欄に連絡先のご住所、会社名、郵送先部門名をご記入ください。なお、担当者名等個人情報のご記入は不要です。

貴社名	
送付先住所 電話番号	〒 - 住所 電話番号
送付先部門名	